

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会25-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続					
施策の概要	公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判請求が行われた場合には、審判手続を適切に運用し、審決を行う。					
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知(旧法においては審判開始決定)から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成22年度ないし平成24年度)					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	10,662	10,384	4,330	4,330
		繰越し等(b)	0	0	0	0
		合計(a+b)	10,662	10,384	4,330	4,330
	執行額(千円、c)		3,474	2,523	2,141	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	—		—		—	

測定指標 (注1)	審決取消訴訟が提起されなかった審決件数（注2）	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		16	18	10	7	3
	審決取消訴訟によって取り消された審決件数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	0	1	0	0
	審判手続に要する期間	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
46.5		38.2	32.6	15.6	16.8	

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く審決を対象とする。

(注2) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	審判手続に要する期間を2年以内とすることを目標としているところ、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の平均期間は23.9月であり、全体の66.0%に当たる事案で2年以内に審判手続を終結していることから、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて総合的に評価すれば、本件施策は審決の内容の公正を確保するために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。 しかしながら、被審人によって審決取消訴訟が提起される割合が増えていることに鑑み、引き続き、被審人に主張・立証の機会を十分に与えることを含め、適切な審決が出されるよう審判手続を運用していく必要がある。また、審判手続の効率性は向上していると評価できるが、これまでに行ってきた取組を今後も引き続き継続していくことにより、効率性の維持及びより一層の向上を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	・法曹関係者であれば通常使う言葉なのかもしれないが、一般には分かりづらい表現があるので、分かりやすく改めてはどうか。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・表5について、3年間の平均値ではなく、年度ごとの推移で比較することが適当ではないか。(小西委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。) ・「審判手続開始から審判手続の終結までの期間」と「審判手続開始から審決までの期間」との期間に違いが分かりづらいため、その違いが明確になるよう記載してはどうか。(柿崎委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成22年度から平成24年度までの各年度) 作成者: 公正取引委員会 (注) 前記資料の所在は公正取引委員会事務局官房総務課である。
---------------------------	---

担当部局名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 中里 浩	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	-------	--------	-------------	----------	------------

実績評価書資料

担当課 審決訟務室

1. 評価対象施策

**独占禁止法違反行為に対する措置等
審判手続**

【具体的内容】

- (1) ア 審判手続は、公正取引委員会が行った、独占禁止法（以下「現行法」という。）違反行為に係る排除措置命令（現行法第 49 条）又は課徴金納付命令（現行法第 50 条）に対する再審査を行い、審決（現行法第 66 条）を行う手続であり、原処分に不服のある者から審判請求があった場合には、公正取引委員会は原則として審判手続を開始しなければならない（現行法第 52 条第 3 項）。審判請求をする者は、審判請求書において、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように請求の趣旨を記載し、原処分に対する主張を明らかにしなければならない（同条第 2 項）。
- イ 平成 17 年法律第 35 号による改正前の独占禁止法（以下「旧法」という。）においては、審判手続は、行政処分である審決（旧法第 54 条、旧法第 54 条の 2。）を行うための手続であり、公正取引委員会の職権により審判を開始することとされていた（旧法第 49 条。課徴金納付命令については不服のあるものは審判手続の開始を請求できることとされていた〔旧法第 48 条の 2 第 5 項〕）。
- (2) ア 審査官は、審判に立ち会い、原処分の原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であることについて主張し、証拠の申出その他必要な行為をすることができる（現行法第 58 条）。被審人は、審判に際して、原処分が不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出すること等ができる（現行法第 59 条）。
- イ 旧法においては、審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができることとされていた（旧法第 51 条の 3）。被審人は、審判に際して、公正取引委員会が排除等の措置又は課徴金の納付を命ずることが不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出すること等ができることとされていた（旧法第 52 条第 1 項）。
- (3) 公正取引委員会は、審判手続において取り調べられた証拠によって事実

を認定して、審決を行う（現行法第 68 条。旧法第 54 条の 3。）。

なお、公正取引委員会は、審判手続の全部又は一部を審判官に委任することができ（現行法第 56 条。旧法においては審判手続の一部を審判官に委任することができることとされていた〔旧法第 51 条の 2〕。）、実際、審判官によって審判手続の一部が行われることが一般的である。審判官が審判手続の一部を行った場合、審判官は審決案を作成し、これを事件記録とともに公正取引委員会に提出し（公正取引委員会の審判に関する規則〔以下「審判規則」という。〕第 73 条。平成 17 年度の法改正前においては公正取引委員会の審査及び審判に関する規則〔以下「旧審査審判規則」という。〕第 82 条。）、公正取引委員会はこれらを踏まえて審決を行う。

（注） 審判官が審判手続を行った場合、被審人は公正取引委員会に対し直接陳述の申出（現行法第 63 条、審判規則第 76 条。旧法第 53 条の 2 の 2、旧審査審判規則第 85 条。）を行うことができ、また、審査官及び被審人は、審決案に対する異議の申立て（審判規則第 75 条。旧審査審判規則第 84 条。）ができる。

- （4） 審決は、被審人に審決書の謄本を送達することによって効力を生ずる（現行法第 70 条の 2 第 3 項。旧法第 58 条第 1 項。）。
- （5） 審決については、東京高等裁判所にその取消しを求める訴訟（以下「審決取消訴訟」という。）を提起することができる（現行法第 77 条。旧法第 77 条。）。
- （6） 平成 17 年度の法改正に合わせ制定された審判規則においては、審判官は、2 年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（審判開始の通知〔旧法においては審判開始決定〕から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続。）を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め、審判官、審査官及び被審人又はその代理人は、適正かつ迅速な審理の実現のため、審判手続の計画的な進行を図らなければならないとしている（審判規則第 18 条）。
- （7） 以上のとおり、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する審判請求が行われた場合には、審判手続を適切に運用し、審決を行うこととしている。

2. 施策の目標（目標達成時期）

2 年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（審判規則第 18 条における「審判手続」であり、審判開始の通知（旧法においては審判開始決定）から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続。）を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。（平成 22 年度ないし平成 24 年度）

3. 評価の実施時期

平成 25 年 4 月～ 7 月

4. 評価の観点

- (1) 審判手続は適切な審決を行うため必要か（必要性）。
- (2) 審判手続は適切な審決が出される上で有効なものであったか（有効性）。
- (3) 審判手続は効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

平成 22 年度に行った政策評価においては、平成 16 年度から平成 21 年度までの評価対象期間（以下「前回評価期間」という。）に審決を行った審判手続について評価を行った。今回の評価においては、その後の平成 22 年度から平成 24 年度までの評価対象期間（以下「今回評価期間」という。）に審決を行った審判手続について評価を行うこととする。

最近の審判開始件数、審判係属件数(注)、審決件数等の概況は次のとおりである。

(注) 審判係属件数とは、当該年度末までに審判手続が開始され審決が出されていない審判事件の件数である。

表 1 最近の審判件数等（注 1、注 2 及び注 3）

	年 度	審判開始件数	年度末の審判 係属件数	審決件数	うち取消訴 訟提起件数
前 回 評 価 期 間	平成 16 年度	27(12)	125(102)	44(32)	1
	17 年度	19(14)	128(102)	24(14)	1
	18 年度	16(13)	86(66)	注 4 98(46)	5
	19 年度	19(19)	92(74)	33(11)	7
	20 年度	11(7)	50(36)	58(45)	注 5 37
	21 年度	25(13)	46(28)	29(21)	11
今 回 評 価 期 間	22 年度	30(22)	54(34)	25(16)	12
	23 年度	85(45)	123(70)	12(8)	5
	24 年度	47(25)	157(86)	13(9)	注 6 11

(注 1) () 内は課徴金審判の件数で内数。旧法においては、課徴金審判では被審

人ごとに審判手続が行われることから、本案審判に比してその件数が多くなる。

(注2) 景品表示法違反事件に係る審判及び審決並びに課徴金の一部を控除する審決を除く。

(注3) 審判は、審決以外に打ち切りや取下げによっても終了するため、表中における件数の推移が一致しない場合がある。

(注4) 平成18年度の審決件数98件のうち、33件については、同一事件の一部の被審人(38名)からの申出によりその後の審判手続を経ないで審決(同意審決)を行ったものである。

(注5) 平成20年度の取消訴訟提起件数37件のうち、25件については、同一事件に係る審決の審決取消訴訟提起である。

(注6) 平成24年度の取消訴訟提起件数11件のうち、1件は被審人以外の者によって提起された訴訟である。

6. 評価

(1) 必要性

審判手続は、市場構造等を踏まえて違法性を判断する必要がある独占禁止法違反行為について、司法手続に類似した対審構造型の争訟的聴聞手続を採用して当事者に主張・立証の機会を十分に与え、その上に立って適切な審決を行うことが必要であるとの考えに立ち、独占禁止法により定められている手続である。審判手続は、このような理念に基づき法で規定されているものである以上、適切な審決を行うために必要であると評価できる。

(2) 有効性

審判手続の有効性について、審判手続により適切な審決が出されていれば、被審人が審決に対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起されたとしても審決が取り消されないとの観点から評価を行った。

まず、表2のとおり、今回評価期間に出された47件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは20件であり、その割合は42.6%である。

なお、前回評価期間に出された199件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは137件であり、その割合は68.8%であることと比較すると、今回評価期間に審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合が低くなっている。

表 2 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数（注 1）

	年 度	審決件数	うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数	審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合
前回評価期間	平成 16 年度	33	32	97.0%
	17 年度	16	15	93.8%
	18 年度	56	51	91.1%
	19 年度	12	5	41.7%
	20 年度	53	16	30.2%
	21 年度	29	18	62.1%
	合 計	199	137	68.8%
今回評価期間	22 年度	22	10	45.5%
	23 年度	12	7	58.3%
	24 年度	13	注 2 3	23.1%
	合 計	47	20	42.6%

（注 1） 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く。

（注 2） 被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

次に、表 3 のとおり、今回評価期間に審決取消訴訟が提起された 20 件の審決のうち、少なくとも東京高等裁判所における判決が下されている 16 件において取り消された審決は、1 件にとどまっており、審決取消訴訟が提起された審決のほとんどは判決により取り消されていない。

なお、前回評価期間に審決取消訴訟が提起された 62 件の審決についても、判決により取り消された審決はなく、前回評価期間から今回評価期間まで引き続き、取り消される件数は少ないままである。

表 3 審決取消訴訟によって取り消された審決件数（注 1）

	年 度	審決取消訴訟 提起件数	うち取り消された 審決件数
前 回 評 価 期 間	平成 16 年度	1	0
	17 年度	1	0
	18 年度	5	0
	19 年度	7	0
	20 年度	37	注 2 0
	21 年度	11	0
	合 計	62	0
今 回 評 価 期 間	22 年度	11	1
	23 年度	4	0
	24 年度	5	0
	合 計	20	1

（注 1） 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く。

（注 2） 前回評価時においては、審決を取り消す旨の東京高裁の判決 4 件を計上していたが、その後、これらの判決は最高裁において破棄され審決を妥当とする判決が出されている。

以上を踏まえて、有効性について検証を行う。

今回評価期間に出された審決について、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は 42.6%と、前回評価期間の 68.8%から減少している。審決取消訴訟が提起される割合が前回評価期間に比して増えていることは、被審人が妥当と考える審決が減っているという意味において審判手続の有効性が低下しているとも考えられるが、審判手続は、行政処分として適切な審決を行うことを目的としていることから、手続の有効性を判断するに当たっては、審判手続を経て出された審決が取り消されることなく確定しているか否かが重要であるとも考えられる。

この点を踏まえれば、前回評価期間に比して審決取消訴訟が提起される割合は増えているものの、審決取消訴訟が提起された審決のほとんどが判決によって取り消されていないことから、総合的には、審判手続はある程度有効に機能していると評価できる。

(3) 効率性

審判手続の効率性については、今回評価期間における審判手続に要する期間はおおむね短縮傾向にある。

まず、審判手続の開始から審判手続終結（結審）までに要する期間を2年以内とすることを目標としているところ（審判規則第18条）、今回評価期間における審判開始から審判手続終結（結審）までの平均期間は、表4のとおり、平均23.9月であり、全体の66.0%に当たる31件が2年以内に審判手続を終結している。また、年度ごとに平均期間及び2年以内に結審した件数をみると、平成22年度が32.6月と7件、平成23年度が15.6月と12件、平成24年度が16.8月と12件である。

審判手続が長期間に及んでいた事案を集中的に処理した平成22年度（審判手続期間4年超の事案が5件）は平均期間が長期化するとともに、2年以内に結審した件数も少ないが、平成23年度及び同24年度は平均期間は2年より短く、かつ、ほとんど全ての事案が2年以内に結審していることから、全体としてはおおむね目標を達成していると評価できる。

表4 審判手続開始から審判手続終結（結審）までの期間（注1、注2）

年 度	審決件数	平均期間(月)(注3)	うち2年以内で手続終結した件数
平成22年度	22(6)	32.6(11.9)	7(6)
23年度	12(12)	15.6(15.6)	12(12)
24年度	13(8)	16.8(19.9)	12(7)
期間中の平均	47(26)	23.9(16.0)	31(25)

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く。

(注2) ()内は平成17年度の法改正後の規定により出された審決に係る件数（内数）及び平均期間。

(注3) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始（旧法は審判開始決定）から審判手続終結までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

なお、今回評価期間における審判手続の開始から審決がなされるまでの各年度の平均処理期間をみると、表5のとおり、今回評価期間全体の平均の期間は、32.7月となっており、前回評価期間全体の平均である40.8月から短縮していることが分かる。

したがって、今回評価期間において、審判手続の効率性は向上している

と評価できる。

また、１(1)に述べたとおり、平成 17 年度の法改正により、審判請求をするものは、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするとともに、原処分に対する主張を明らかにしなければならないとするなど、事件の争点を明確化し、審判手続の迅速化・効率化を図るよう制度が改正された。さらに、１(6)に述べたとおり、審判手続の迅速化・効率化のための審判官、審査官及び被審人又はその代理人の義務も明確化したほか、審判官の定数を 5 名から 7 名（平成 22 年 4 月以降は 6 名）に増員した。その結果、平成 17 年度の法改正後の規定により出された審決（注）について、審判手続開始から審判手続終結までの期間は、表 4 のとおり、全体の平均期間である 23.9 月より短い 16.0 月であり、審判手続開始から審決までの期間は、表 5 のとおり、全体の平均期間である 32.7 月より短い 24.0 月であることから、審判手続の迅速化のための効果が現れていると評価できる。

（注）平成 17 年度の法改正の施行日は平成 18 年 1 月 4 日であり、同日以降は、原則として平成 17 年度の法改正後の規定に基づく審判手続により審決が出されるが、旧法に基づく勧告（旧法第 48 条第 1 項・第 2 項）等を行った日が同施行日前である場合には、旧法の規定に基づく審判手続により審決が出されることとされている。

表 5 審判手続開始から審決までの期間（注 1，注 2）

	年 度	審決件数	平均処理期間（月） （注 3）
前 回 評 価 期 間	平成 16 年度	33	17.2
	17 年度	16(0)	19.8(-)
	18 年度	56(0)	36.6(-)
	19 年度	12(1)	34.4(19.4)
	20 年度	53(11)	62.0(25.7)
	21 年度	29(0)	51.3(-)
	期間中の平均	199(12)	40.8(25.2)
今 回 評 価 期 間	22 年度	22(6)	42.8(18.5)
	23 年度	12(12)	23.8(23.8)
	24 年度	13(8)	23.8(28.5)
	期間中の平均	47(26)	32.7(24.0)

（注 1） 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除

く。

(注2) ()内は平成 17 年度の法改正後の規定により出された審決に係る件数（内数）及び平均処理期間。

(注3) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始（旧法は審判開始決定）から審決までの期間を平均したもの。期間については、30 日を1月として概算している。

(4) 反映の方向性

被審人によって審決取消訴訟が提起される割合が増えていることに鑑み、引き続き、被審人に主張・立証の機会を十分に与えることを含め、適切な審決が出されるよう審判手続を運用していく必要がある。また、審判手続の効率性は向上していると評価できるが、これまでに行ってきた取組を、今後も引き続き継続していくことにより、効率性の維持及びより一層の向上を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、審決の内容の公正を確保するために必要かつ有効であると評価できるが、引き続き、適切な審決のための取組を行う必要がある。

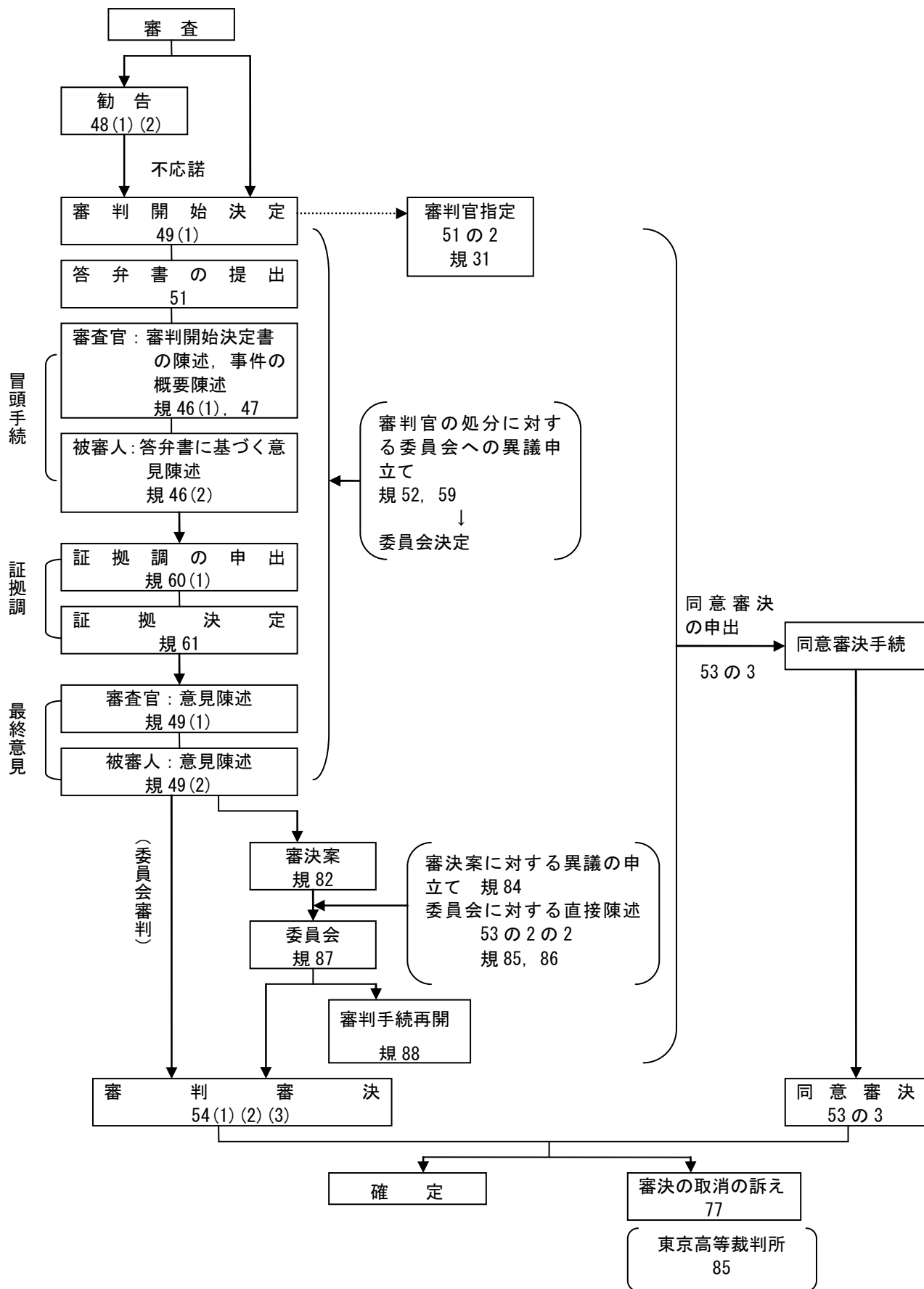
7. 第三者の知見の活用

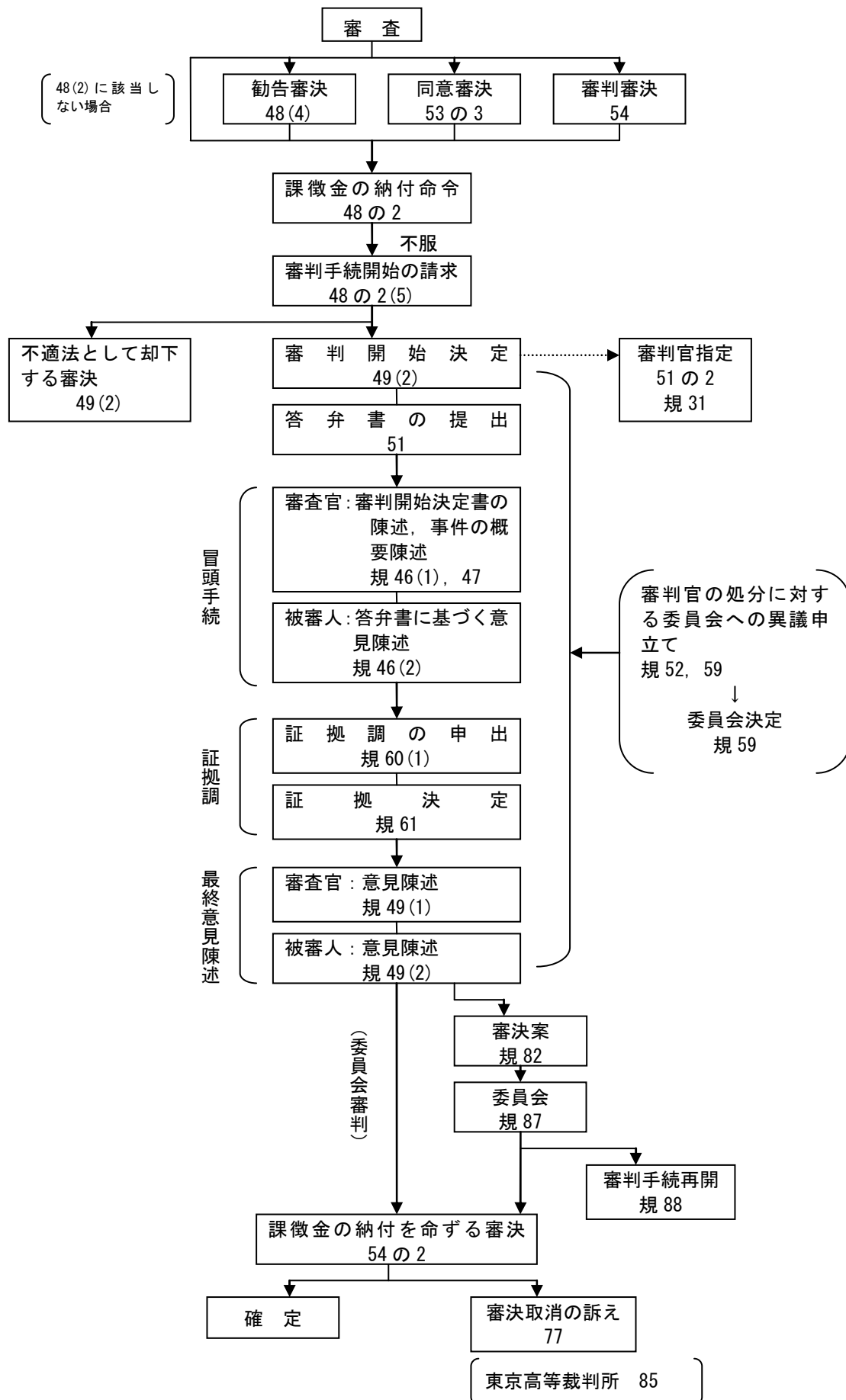
政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 法曹関係者であれば通常使う言葉なのかもしれないが、一般には分かりづらい表現があるので、分かりやすく改めてはどうか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 表5について、3年間の平均値ではなく、年度ごとの推移で比較することが適当ではないか。 (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)	小西委員
○ 「審判手続開始から審判手続の終結までの期間」と「審判手続開始から審決までの期間」との期間に違いが分かりづらいため、その違いが明確になるよう記載してはどうか。 (意見を踏まえ修正を行った。)	柿崎委員

本案（旧法） 審判手続図

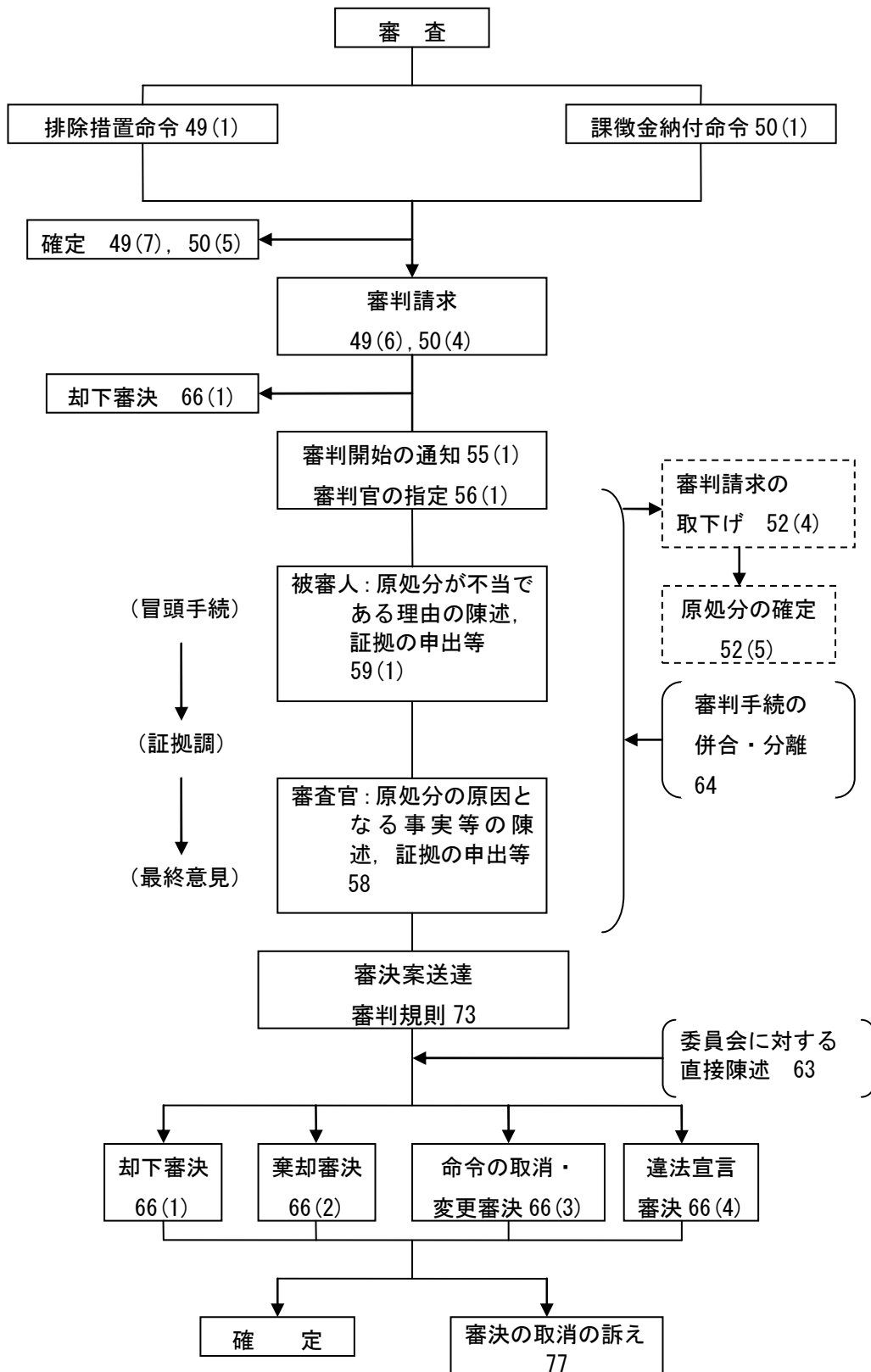
別紙 1





審判（現行法）手続図

別紙 3



（東京高等裁判所） 85

※ 手続図中の括弧外の数字は独占禁止法の条番号，括弧内の数字は項番号を示す。

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会25-②)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査						
施策の概要	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について, 届出等に基づいて, 迅速かつ的確な企業結合審査を行い, 独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに, 主要な企業結合事例を公表し, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得, 合併, 分割, 共同株式移転及び事業等譲受け)について, 迅速(第1次審査においては届出受理の日から30日以内, 第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内)かつ的確な企業結合審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	予算額(補正後)(a)	7,531	8,910	8,269	7,854	7,859
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	7,531	8,910	8,269	7,854	7,859
	執行額(千円, c)		4,789	7,505	5,427		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	
	—			—		—	

測定指標	企業結合の届出受理件数[件](注1)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1,008	985	265	275	349
	企業結合の届出を受理した案件について法定の期間内に処理をした割合[%]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		100	100	100	100	100
	年度ごとの目標値		100	100	100	100
	公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7	8	12	9	11
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例の事例1件当たりの頁数[頁]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		9.4	6.3	6.3	8.9	9.5
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数[件](注2)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		5,796	7,900	8,601	9,174	7,661
	企業結合審査によって保護された消費者利益額[億円]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		約37	約1,035	約70	約1,063	約494

(注1) 平成22年度以降の届出受理件数が, 平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは, 平成21年独占禁止法改正法により, 届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。また, 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 各年度のアクセス件数は, 当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	届出を受理した349案件のうち、第1次審査のみを行った340件については30日以内に終了し、第2次審査まで行った6件については90日以内に終了し、いずれも迅速かつ的確に企業結合審査を行っている。 なお、届出会社の事情により企業結合計画の届出を取り下げたものが3件ある。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要・有効であり、効率的に行われているものと評価できるが、以下の課題が挙げられる。 企業結合規制の見直しにおいて事前相談制度を廃止したことにより、重要・大型な企業結合案件であっても、期間の延長が許容されない法定の限られた審査期間内に、必要な情報の収集、分析等を行いながら、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを迅速かつ的確に判断する必要がある。また、事業者においても、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいると考えられる。このため、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件については、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、法定の手続に基づき、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行うとともに、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。 また、①経済界から、企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速性を向上させる観点から、審査体制の充実が求められていること、②海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある案件が増加する傾向にあること、③法律に関する専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応し、さらに、経済学に関する専門的知識及び経験を有するエコノミストを企業結合審査部門に配置し、客観的かつ理論的な分析を行う必要がある案件に適正に対応していく必要があることから、今後とも、企業結合審査の質の一層の向上や、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図っていく必要がある。 報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、公表内容を一層充実させることとしているところ、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止する観点から、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	・海外の競争当局においては、多くのエコノミストが勤務していると思うが、公正取引委員会においては、企業結合を担当しているエコノミストは何名いるのか。（若林委員） （平成24年度においては、博士号を取得している者は1名であるが、修士号を取得している者は複数従事している旨回答した。） ・事例集のページ数を指標としているが、単にページ数を増やせばよいというものではないのではないか。（柿崎委員） （事例集のページ数は、公表内容の充実の観点から指標として適当であると考えているが、指摘のとおり無制限にページ数を増やせばよいと考えているものではない旨回答した。）
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24年度における主要な企業結合事例について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成25年6月5日 （注）前記資料の所在は公正取引委員会事務総局官房総務課である。
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局企業結合課	作成責任者名	企業結合課長 田辺 治	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	------------	--------	-------------	----------	------------

実績評価書資料

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策**独占禁止法違反行為に対する措置等
企業結合の迅速かつ的確な審査****【具体的内容】**

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受け）について、迅速（第1次審査においては届出受理の日から30日以内、第2次審査においては全ての報告等を受理した日から90日以内）かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成24年度）。

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況**(1) 企業結合の届出受理件数**

平成24年度の企業結合の届出受理の件数は、株式取得に係る届出が285件（前年度比27%増）、合併に係る届出が14件（同7%減）、分割に係る届出が15件（同50%増）、共同株式移転に係る届出が5件（同1

7%減)、事業等譲受けに係る届出が30件(同50%増)、合計が349件(同27%増)であった。

表 1 企業結合の届出受理件数 (単位: 件)

	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等譲 受け	合計
平成20年度	829 (1.3)	69 (▲9.2)	21 (▲36.4)	—	89 (▲27.6)	1,008 (▲21.5)
平成21年度	840 (1.3)	48 (▲30.4)	15 (▲28.6)	3 (-)	79 (▲11.2)	985 (▲2.3)
平成22年度	184 (▲78.1)	11 (▲77.1)	11 (▲26.7)	5 (66.7)	54 (▲31.6)	265 (▲73.1)
平成23年度	224 (21.7)	15 (36.4)	10 (▲9.1)	6 (20.0)	20 (▲63.0)	275 (3.8)
平成24年度	285 (27.2)	14 (▲6.7)	15 (50.0)	5 (▲16.7)	30 (50.0)	349 (26.9)

(注1) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

(注2) 平成21年独占禁止法改正法により、株式所有報告は株式取得届出に改正され、共同株式移転に係る届出が新設された。

(注3) 平成20年度及び平成21年度の「株式取得」は、平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づく株式所有に関する報告書の件数。ただし、平成21年度の件数(840件)には、平成21年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法の規定に基づく株式取得届出受理件数(71件)を含む。

(注4) 平成22年度から平成24年度までの届出受理件数が、平成21年度以前に比べて大幅に減少しているのは、平成21年独占禁止法改正法により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる。

(2) 届出受理後の法定手続に基づく企業結合審査

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項(第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、企業結合に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知(予定される排除措置命令の内容等の通知)を行う場合には、第1次審査においては届出受理の日から30日間(当該期間内に必要な報告、情報又は資料の提出〔以下「報告等」という。〕を求め第2次審査へ移行した場合には、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内に行わなければならない。

独占禁止法第10条第9項の規定に基づき、平成24年度に報告等の要

請を行い、第2次審査へ移行した案件は6件であるところ、このうち3件（「株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得」、「大建工業株式会社によるC&H株式会社の株式取得」及び「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」）については当事会社が問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断し、また3件（「株式会社日立ハイテクノロジーズによるエスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社の株式取得」、「古河スカイ株式会社と住友軽金属工業株式会社の合併」及び「イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得」）については当初の計画により、独占禁止法上の問題はないと判断した。

なお、第2次審査へ移行した案件6件のうち、「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」及び「イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得」は、平成24年度に届出を受理し、平成25年度においても審査を継続していたものであり、平成25年度に審査が終了したものである。

また、平成24年度に届出を受理した案件は349件であるところ、報告等の要請を行った案件（6件）及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件（3件）を除く340件については、いずれも届出受理の日から30日以内に独占禁止法上の問題はないと判断し、第1次審査を終了した。

(3) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律又は経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者及びエコノミストも企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件において法学的観点からの意見を述べ、エコノミストは、報告等の要請を行った案件において必要かつ可能な場合には経済分析を実施したり、企業結合審査の担当官に対して経済分析手法に係る研修を実施するなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

（注5） 企業結合審査部門における法曹資格者の人数は3名、エコノミスト（経済学博士号取得者）の人数は1名である（平成25年3月末時点）。

(4) 海外の競争当局との連携

国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件については、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委

員会では、こうした案件について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」については、公正取引委員会は、米国司法省反トラスト局及び韓国公正取引委員会等との間で審査の進捗状況等について情報交換を行うなど、海外の競争当局と連携を取りながら企業結合審査を進めた。

(5) 企業結合審査結果の公表

公正取引委員会は、企業結合規制の見直しを行い、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日公正取引委員会。以下「手続対応方針」という。）を策定したところ、企業結合審査の透明性を一層高める観点から、手続対応方針において、

① 第2次審査の結果、独占禁止法上の問題はないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件

② 第1次審査の結果、問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断し、排除措置命令を行わない旨の通知をした案件といった、他の会社等の参考となる案件

を公表する旨明らかにした。

公正取引委員会は、平成24年度において「株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の統合」、「株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得」、「株式会社日立ハイテクノロジーズによるエスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社の株式取得」、「大建工業株式会社によるC&H株式会社の株式取得」及び「古河スカイ株式会社と住友軽金属工業株式会社の合併」について、第2次審査の結果、独占禁止法上の問題はないと判断したところ、手続対応方針に基づいて、これら案件に係る審査結果を公表した。

また、公正取引委員会は、平成5年度以降、毎年度、主要な企業結合事例を事例集として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させているところである。

公正取引委員会は、平成25年6月5日に、「平成24年度における主要な企業結合事例」を事例集として公表しているところ、当該事例集では、企業結合審査をした案件のうち、合計11事例を掲載し、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保に努めているところである。当該事

例集に掲載した事例のうち、法定の手続において第2次審査で終了したもの（6事例）の頁数は14頁、17頁、10頁、15頁、8頁及び26頁となっており、企業結合に対する公正取引委員会の評価や判断を詳細に記載している。

表2 公表事例集の掲載事例件数、事例ごとの頁数及び平均頁数

（単位：件、頁）

	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成19年度 事例集	1	6	3	1	11	6.4（▲3.0）
平成20年度 事例集	1	3	2	1	7	9.4（46.9）
平成21年度 事例集	1	5	2	0	8	6.3（▲33.0）
平成22年度 事例集	5	3	2	2	12	6.3（0.0）
平成23年度 事例集	7	0	0	2	9	8.9（42.2）
平成24年度 事例集	5	0	2	4	11	9.5（6.7）

（注6） 平均頁数の括弧内は対前年度増加率（％）である。

6. 評価

（1）必要性

独占禁止法は、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制しているところ、届出を受理した企業結合については、前記5（2）の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。さらに、企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。逆に、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を規制しなければ、当該市場において、公正かつ自由な競争が行われなくなり、経済に悪影響を及ぼすこととなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるよう的確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるので、公正取引委員会から、一部の分野について独占禁止法上の問題がある旨の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

(2) 有効性

ア 迅速な企業結合審査の実施

平成24年度に届出を受理した案件は349件であるところ、報告等の要請を行った案件（6件）、及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件（3件）を除く340件については、いずれも30日の禁止期間（独占禁止法の規定により企業結合を実行してはならない期間）内に企業結合審査を終了している。

また、平成23年7月から施行した企業結合規制の見直しでは、30日の禁止期間の短縮を認める場合の要件を大幅に緩和^(注7)したところ、平成22年度に当該短縮を認めた件数は6件であったが、平成23年度は36件、平成24年度は127件となっており、見直し以降大幅に増加している。

これらのことから、迅速な企業結合審査を行ったものと評価できる。

(注7) 平成23年度の企業結合規制の見直しでは、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件が独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることができることとした。

イ 的確な企業結合審査の実施

前記アのとおり、公正取引委員会は、平成24年度に届出を受理した案件（全349件）について、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものであるか否かについての企業結合審査を行い、このうち6件については、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を

行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。当該6件のうち、前記5(2)のとおり、「株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得」、「大建工業株式会社によるC&H株式会社の株式取得」及び「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」の3件については、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。これら3件については、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。また、前記(1)のとおり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合計画全体を断念することなく、一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあるところ、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

さらに、前述のとおり、公正取引委員会は、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行う案件については、これを公表し、第三者からの意見書を受け付ける旨を手続対応方針において明らかにしているところ、報告等の要請を行った案件については、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら、的確に企業結合審査を行った。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した案件についての的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

ウ 消費者利益の保護

公正取引委員会が企業結合審査を行い、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した案件は、前記イのとおり3件であった。これらの案件においては、競争事業者の参入を促進する措置等が講じられた。表3のとおり、問題解消措置を講じた一定の取引分野において、問題解消措置が講じられなければ、10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模（約4935億円）の10%である約494億円の消費者利益が保護されたと評価できる。

なお、企業結合規制が存在することにより、事業者自らが企業結合を競争制限的とならないようにした可能性もあると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

表 3 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保護された消費者利益	約37億円	約1035億円	約70億円	約1063億円	約494億円
測定対象とした案件件数	1	4	2	2	3

(注8) 公正取引委員会では、平成21年度から、問題点を解消する措置が講じられなければ、10%分の価格引上げが1年間継続して行われると仮定して、企業結合審査によって将来保護される消費者利益を推定し、公表してきている。

また、企業結合ガイドラインにおいても、一定の取引分野の画定に当たり、ある事業者が、ある商品を独占して供給している仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」を行った場合の需要者の行動に与える影響を考慮することとしているところ、この、「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、「通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指す」とされている。

なお、消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失（デッドウェイトロス（死荷重損失）ともいう。消費者が、競争を実質的に制限することとなる企業結合による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるという損失のこと。）を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から企業が得た不当な利得を消費者利益としている。

エ 企業結合審査の結果の公表

前記5(5)のとおり、公正取引委員会は、個別の案件の審査結果を公表するとともに、毎年度、主要な企業結合事例を事例集として公表しているところ、このように企業結合審査の結果を公表することにより、法的措置が採られなかった案件についても、独占禁止法の執行の状況が明らかになり、また、企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

また、平成24年度において第2次審査を行った個別の案件の審査結果を公表したところ、当該案件の公表資料に係る公正取引委員会のウェブサイトへのアクセス件数は約21,000件と高い水準にある。

公表内容についても、企業結合審査の経緯及びその審査結果について詳細に公表することによって、企業結合審査における独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れが明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったものと評価できる。特に企業結合審査の経緯の公表については、平成23年度の企業結合規制の見直しの内容の一つである届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実に関する具体的な取組が明らかとなり、企業結合を計画している事業者の参考となったと評価できる。

さらに、平成25年6月5日に公表した事例集では、平成24年度に企業結合審査を行った案件のうち、今後、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられるものを掲載している。また、事例集では、企業結合審査の透明性及び予見可能性を確保する観点から、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査において考慮した事項のほか、問題解消措置を講じることとなった案件については、問題解消措置の内容やこれに対する評価を記載している。

表4のとおり、事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトにおけるアクセス数は高い数値で安定しており、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。また、事例集は、幅広い内容の案件を掲載することに努めているため、最新のもののだけでなく、それ以前のものも事業者の参考となるものであり、平成24年度においても、過去の事例集へのアクセス数を合計すると、最新のもののアクセス数と同程度のアクセスがあった。

なお、企業結合審査の透明性及び予見可能性を引き続き向上させる観点から、また、平成23年度の企業結合規制の見直しを行った際に行った意見公募手続においては、公表内容の充実等を求める意見が寄せられていることから、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

表4 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数 (単位: 件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当該年度に公表した事例集への当該年度におけるアクセス件数	5,796	7,900	8,601	9,174	7,661

(3) 効率性

前記5(2)のとおり、届出書についての法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に全ての案件が処理されており、企業結合審査が効率的に行われたものと評価できる。

また、公正取引委員会は、平成23年度の企業結合規制の見直しにより、事前相談制度を廃止し、法定の手続において独占禁止法上の判断

を行うこととしたところ、これにより、企業結合審査は、期間の延長が許容されない法定の限られた期間内に行うこととなり、企業結合審査に係るスケジュールの予見可能性は、当事会社にだけでなく、公正取引委員会にとっても高まった。また、手続対応方針においては、論点等の説明を公正取引委員会に当事会社が求めることができる旨明らかにするなど、当事会社と公正取引委員会とのコミュニケーションを充実させることとした。このように、平成23年度の企業結合規制の見直しにより、企業結合審査の予見可能性が高まり、コミュニケーションの充実が図られることで、企業結合審査を一層効率的に行うことができるようになったと評価することができる。例えば、「株式会社ヤマダ電機による株式会社ベスト電器の株式取得」、「大建工業株式会社によるC & H株式会社の株式取得」、「エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合」及び「イオン株式会社による株式会社ダイエーの株式取得」では、当事会社からの求めに応じて当事会社との間で会合を持ち、公正取引委員会は、論点等を説明することにより、法定の限られた審査期間内における当事会社と公正取引委員会のコミュニケーションが充実し、企業結合審査を効率的に行うことができたものと評価できる。

また、法学的・経済学的な観点からの分析や評価が必要な案件については、法律・経済に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行うとともに、国際的な企業結合案件については、海外の競争当局との間で当該企業結合案件が競争に及ぼす影響についての考え方や問題解消措置について情報交換を行っているところ、このような専門的知識や情報は企業結合審査に活用されており、効率性の観点からも評価できる。

さらに、平成24年度の企業結合審査に要した費用^(注10)は約4億円であるところ、前記(2)ウのとおり、保護された消費者利益は約494億円であり、企業結合審査に要した費用を大幅に超えるものとなっている。

(注9) 平成24年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員(平成24年度末定員41名)の人件費及び企業結合業務に係る経費。

(4) 反映の方向性

ア 迅速かつ的確な企業結合審査の実施

平成23年度の企業結合規制の見直し前は、重要・大型な企業結合案件については、事前相談制度の下で、独占禁止法上の判断を求められる場合が多かったが、企業結合規制の見直しにおいて事前相談制度を廃止したことにより、重要・大型な企業結合案件であっても、期間の延長が許容されない法定の限られた審査期間内に、届け出られた企業結合案件

が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを迅速に判断する必要がある。また、当該法定の審査期間内に、必要な情報の収集、分析等を行いながら、前記(1)のとおり企業結合審査を的確に行う必要もある。事業者においても、当該企業結合を実施する時機を逸しないため、迅速かつ的確な企業結合審査を望んでいると考えられる。このため、重要・大型な企業結合を含め、届出を受理した案件については、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を高めるという企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、法定の手續に基づき、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行うとともに、消費者の利益が確保されるように努める必要がある。

イ 体制強化

企業結合審査部門の体制については、

- ① 経済界から、企業結合審査部門の専門性と企業結合審査の迅速性を向上させる観点から、審査体制の充実が求められている。
- ② また、海外競争当局との間で情報交換を行いながら企業結合審査を進める必要がある国際的企業結合案件は増加する傾向にある。
- ③ さらに、公正取引委員会は、法曹資格者及びエコノミストを企業結合審査部門に配置し、専門的な観点からの意見も踏まえながら企業結合審査を行っているところであるが、今後とも、法律及び経済に関する専門的知識を活用する必要がある重要・大型な企業結合案件に適切に対応していく必要がある。

これまでも、経済分析に係る内部研修や外部講師を招いての研修を行うことにより、職員の審査能力の一層の向上に努めてきたところであるが、前記の状況を踏まえ、今後とも、企業結合審査の質の一層の向上や、国際的企業結合案件に対応できるような企業結合審査部門の体制の更なる強化を図っていく必要がある。

ウ 企業結合審査の結果に係る公表内容の充実

前記5(5)のとおり、公正取引委員会は、平成23年度の企業結合規制の見直し後は、報告等の要請を行った案件のうち、排除措置命令を行わない旨を通知した案件については全て公表することとするなど、企業結合審査の結果に係る公表対象を一層拡大させ、公表内容を一層充実させているところ、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止する観点から、事業者の秘密に配慮しつつ、企業結合審査の結果に係る公表の内容の充実に一層努める必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、引き続き、企業結合審査を迅速かつ的確に行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 海外の競争当局においては、多くのエコノミストが勤務していると思うが、公正取引委員会においては、企業結合を担当しているエコノミストは何名いるのか。 (平成 24 年度においては、博士号を取得している者は 1 名であるが、修士号を取得している者は複数従事している旨回答した。)	若林委員
○ 事例集のページ数を指標としているが、単にページ数を増やせばよいというものではないのではないか。 (事例集のページ数は、公表内容の充実の観点から指標として適当であると考えているが、指摘のとおり無制限にページ数を増やせばよいと考えているものではない旨回答した。)	柿崎委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会25-③)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処						
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに, 酒類, 石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処(原則2か月以内)し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	予算額(補正後)(a)	199,302	221,963	224,485	222,914	223,023
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	199,302	221,963	224,485	222,914	223,023
	執行額(千円, c)		196,546	208,253	185,502		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)			平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は, 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ, 発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」	
	経済財政改革の基本方針2009(閣議決定)			平成21年6月23日		○第2章 成長力の強化 5. 中小企業の活性化と研究開発の強化 ①中小企業の活性化 「(前略)独占禁止法, 下請法等による取締り強化等を通じて, 中小企業を総合的に支援する。」	
	規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定)			平成21年3月31日		Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (ア)独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化 ③審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施	
	第166回国会 施政方針演説			平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに, 一般競争入札の実施を確実に進めます。	

測定指標	申告件数(小売業(注)に係る不当廉売申告を除く。)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,685	2,794	2,094	1,657	1,644
	事件処理件数(法的措置)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		17	26	12	22	20
	事件処理件数(警告)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	3	2	6
	事件処理件数(注意)(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		87	69	95	138	208
	対象事業者数(法的措置)[名]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		49	84	109	303	126
	対象事業者数(警告)[名]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	9	3	2	6
	小売業に係る不当廉売申告件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		9,668	8,979	8,675	7,102	8,173
	小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,654	3,225	2,700	1,772	1,736
	課徴金額[万円]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		2,703,642	3,607,471	7,208,706	4,425,784	2,507,644
	課徴金納付命令等の対象事業者数[名]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		87	106	156	277	113

(注)小売業とは, 酒類, 石油製品, 家庭用電気製品等の小売業のことをいう。

測定指標	一事業者当たりの課徴金額〔万円〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		31,076	34,032	46,209	15,977	22,191
	刑事告発件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1	0	0	0	1
	課徴金減免申請件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		85	85	131	143	102
	課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		8	21	7	9	19
	法的措置を採った全事件の平均事件処理期間〔月〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		約11	約12	約12	約15	約14
	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間〔月〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3.4	2.4	2.2	2.1	2.0
	年度ごとの目標値		2	2	2	2
	日刊新聞の報道量〔行〕(注)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		17,188	21,237	20,673	22,256	16,040
	法的措置によって保護された消費者利益額〔億円〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		約4,079	約1,204	約1,790	約2,793	約2,364

(注)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における事案の処理においては、目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は約2.0か月となっており、目標はおおむね達成されている。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。 法的措置を採った事件の処理期間については、発注者である多数の自動車メーカーごとに受注調整が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用オルタネータ等の自動車用部品の違反事件のように、その性質上調査に相当の時間を要する事案に取り組んだことによって平均14か月程度となっている。そのため、今後、事案の性質上調査に相当の時間を要する事案、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為へのリソース（人員・予算）の有効活用を行い、また、審査担当職員を増員すると同時に職員のノウハウの共有を進めることにより、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うようにする必要がある。 また、小売業に係る不当廉売の申告は、平成20年度に大幅に増加し、平成24年度も引き続き高い水準の件数であることから、不当廉売の申告に対して、引き続き、迅速かつ的確に対処するために、より一層の執行力の強化が必要である。 さらに、平成24年度には1件の刑事告発を行ったが、国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるところ、そのためには、刑事告発相当事案を積極的に発掘するために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	・効率性について、事件処理期間を指標に評価しているが、事件処理期間は、事件調査を担当する人数を増やせば短くなるはずである。事件調査を担当する人数については、増加しているのか。（柿崎委員） （独占禁止法違反事件を担当する部署の定員数は、近年増加してきていたものの、平成24年度においては、概ね前年度並みであった旨回答した。） ・3品目に係る不当廉売事案の処理期間について、個々の案件について原則2か月以内に処理するのであれば、平均のみではなく、中央値や2か月以内に処理した案件の比率などを記載すべきではないか。（田中委員） （意見を踏まえて修正を行った。） ・入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行っているが、同要求に基づく改善報告が提出されているのであれば、それを記載することで、改善措置要求に効果があったことを示すことができるのではないか。（若林委員） （意見を踏まえて修正を行った。） ・小売業に係る不当廉売申告件数は「高い水準で推移している」としているが、なぜ水準が引き続き高いのか、その理由を記載してはどうか。（小西委員） （意見を踏まえて修正を行った。）
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成25年5月29日 (注)前記資料の所在は公正取引委員会事務局官房総務課である。
---------------------------	---

担当部局名	審査局管理企画課	作成責任者名	管理企画課長 小林 渉	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	----------	--------	-------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策**独占禁止法違反行為に対する措置等**

独占禁止法違反行為に対する厳正な対処

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合には，排除措置命令を行うほか，警告等の必要な措置を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに，酒類，石油製品及び家庭用電気製品の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処（原則2か月以内）し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（平成24年度）

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要であったか（必要性）。
- (2) 本件取組は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況**(1) 事件処理の概況**

ア 平成24年度の事件処理^(注1)の状況（不当廉売事案で迅速処理^(注2)により注意したものを除く。）は，表1のとおりであり，事件処理件数の総数は262件（前年度比53.2%増）であった。このうち，法的措置^(注3)は20件（同9.1%減），警告^(注4)は6件（同200%増），注意^(注5)は208件（同50.7%増）であった。

法的措置の対象事業者数は，平成23年度が303名であったのに対して平成24年度は126名となり，法的措置件数の1件当たりの対象事業者数も平成23年度が13.8名であったのに対して平成24年度は6.3名となった。

- (注1) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合（以下「打ち切り」という。）もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。
- (注2) 申告（独占禁止法第45条第1項に基づく事実の報告）のあった小売業に係る不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理を「迅速処理」という。
- (注3) 「法的措置」とは、独占禁止法に違反する行為が認められた場合に、当該違反行為を排除するために必要な措置を命じる排除措置命令及び課徴金の対象となる独占禁止法違反行為について課徴金を国庫に納付することを命じる課徴金納付命令である。1つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。
- (注4) 「警告」とは、法的措置を採るに足る証拠が得られないが、独占禁止法の規定に違反する疑いがある場合に行う措置をいう。
- (注5) 「注意」とは、独占禁止法の規定に違反する行為の存在を疑うに足る証拠は得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置をいう。

表1 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除く。）
（単位：件、名）

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
事件処理件数	123	130 (5.7%)	142 (9.2%)	171 (20.4%)	262 (53.2%)
法的措置	17	26 (52.9%)	12 (▲53.8%)	22 (83.3%)	20 (▲9.1%)
警 告	4	9 (125.0%)	3 (▲66.7%)	2 (▲33.3%)	6 (200.0%)
注 意	87	69 (▲20.7%)	95 (37.7%)	138 (45.3%)	208 (50.7%)
打 切 り	15	26 (73.3%)	32 (23.1%)	9 (▲71.9%)	28 (211.1%)
対象事業者等の数	53	93 (75.5%)	112 (20.4%)	305 (172.3%)	132 (▲56.7%)
法的措置	49	84 (71.4%)	109 (29.8%)	303 (178.0%)	126 (▲58.4%)
警 告	4	9 (125.0%)	3 (▲66.7%)	2 (▲33.3%)	6 (200.0%)

(注6) () 内は対前年度増加率 (%) である。

イ 平成24年度に処理した事件を行為類型別にみると表2及び表3のとおりである。

軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件、国土交通省四国地方整備局が発注する一般土木工事など4件の入札談合（官公需）事件並びに自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプなど15件の受注調整（民需）事件について法的措置を採った。

なお、自動車メーカーが発注する自動車用オルタネータ等の自動車用部品の受注調整事件については、海外競争当局との間で必要な情報交換を行いながら審査を進めた。

ウ 不公正な取引方法については、優越的地位の濫用行為として、過去最高の57件の注意を行い、また、不当廉売として、酒類卸売業者に対して3件及び石油製品小売業者に対して1件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における不当廉売として、1,736件の事案に対し注意を行った（表4）。

表2 違反被疑行為類型別内訳（不当廉売事案で迅速処理により注意したものを除く。）

（単位：件）

年度 内容		20 年度		21 年度		22 年度		23 年度		24 年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カル テル 等	価格カルテル(注7)	32	26.0%	9	7.0%	14	9.9%	9	5.3%	6	2.3%
	入札談合	4	3.3%	10	7.7%	3	2.1%	5	2.9%	4	1.5%
	受注調整	1	0.8%	7	5.4%	1	0.7%	7	4.1%	15	5.7%
	その他のカルテル(注8)	1	0.8%	3	2.3%	1	0.7%	2	1.2%	2	0.8%
	小 計	38	30.9%	29	22.3%	19	13.4%	23	13.5%	27	10.3%
不公正な取引方法(注9)		72	58.5%	94	72.3%	119	83.8%	135	78.9%	229	87.4%
そ の 他(注10)		12	9.8%	7	5.4%	4	2.8%	13	7.6%	6	2.3%
合 計		123	100%	130	100%	142	100%	171	100%	262	100%

（注7） 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注8） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注9） 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

（注10） 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳

（単位：件）

年度 内容		20 年度		21 年度		22 年度		23 年度		24 年度	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
私 的 独 占		1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カル テル 等	価格カルテル(注11)	8	47.1%	5	19.2%	6	50.0%	5	22.7%	1	5.0%
	入札談合	2	11.8%	10	38.5%	3	25.0%	5	22.7%	4	20.0%
	受注調整	0	0.0%	7	26.9%	1	8.3%	7	31.8%	15	75.0%
	その他のカルテル(注12)	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計	11	64.7%	22	84.6%	10	83.3%	17	77.3%	20	100%
不公正な取引方法(注13)		5	29.4%	4	15.4%	2	16.7%	5	22.7%	0	0.0%
そ の 他(注14)		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計		17	100%	26	100%	12	100%	22	100%	20	100%

（注11） 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注12） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注13） 独占禁止法第8条第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

（注14） 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

エ 平成24年度における小売業に係る不当廉売申告件数は8,173件であった。これは、平成23年度よりも15.1%増加しており、平成19年度が4,885件であったところ、平成20年度以降、引き続き、当該申告件数は高い水準で推移しているといえ

る。

また、平成 24 年度における小売業に係る不当廉売事案の迅速処理による注意件数については、1,736 件となり、平成 23 年度よりも 2.0%減少している。

表 4－1 小売業に係る不当廉売申告件数及び不当廉売事案の迅速処理（注意）の状況
（単位：件）

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
小売業に係る不当廉売申告件数	9,668 (97.9%)	8,979 (▲7.1%)	8,675 (▲3.4%)	7,102 (▲18.1%)	8,173 (15.1%)
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	3,654 (117.6%)	3,225 (▲11.7%)	2,700 (▲16.3%)	1,772 (▲34.4%)	1,736 (▲2.0%)

（注 15）（ ）内は対前年度増加率（%）である。

（注 16）同一の行為に対して複数の申告が寄せられることがある。

表 4－2 不当廉売事案の迅速処理（注意）の内訳
（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	1,123	426	121	66	1,736

(2) 課徴金納付命令の状況

課徴金額等の推移は、表 5 のとおりである。

平成 24 年度においては、平成 17 年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧法」という。）及び平成 21 年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づき、延べ 113 名の事業者に対して、総額 250 億 7644 万円の課徴金納付命令を行った。これは、課徴金額について、平成 19 年度以前は 200 億円を超えたことはなかったところ、平成 20 年度以降、引き続き高い水準で推移しているといえる。

また、一事業者当たりの課徴金額は 2 億 2191 万円となっている。

表 5 課徴金額等の推移
（単位：名、万円）

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
課徴金額 （万円）	2,703,642	3,607,471	7,208,706	4,425,784	2,507,644
対象事業者数 （名）	87	106	156	277	113
一事業者当たりの課徴金額（万円）	31,076	34,032	46,209	15,977	22,191

（注 17）旧法に基づく課徴金の納付を命じる審決に係るものを含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係るものを除く。

(3) 刑事告発の状況

公正取引委員会は、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成24年度においては、軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件について、平成24年6月14日、軸受製造販売業者3社及び当該3社の軸受の販売に関する業務に従事していた者7名を、検事総長に告発した。

東京地方検察庁は平成24年6月14日に起訴し、同年12月28日及び平成25年2月25日、東京地方裁判所において、被告会社2社にそれぞれ1億8000万円及び3億8000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた5名にそれぞれ懲役1年から1年2月（いずれも執行猶予3年）の有罪判決が出された。（被告人のうち、残る1社・2名については公判中である。）

表6 刑事告発件数 (単位：件，名)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
告発件数	1	0	0	0	1
対象事業者数	3（9）	0（0）	0（0）	0（0）	3（10）

（注18） 対象事業者数欄の（ ）内は個人を含めた対象者数である。

(4) 申告及び課徴金減免申請の状況

平成24年度に公正取引委員会に寄せられた申告の件数（小売業に係る不当廉売申告を除く。）は1,644件であり、前年度に比較して0.8%減少している。寄せられた申告については、情報として整理・蓄積するとともに、その中から有益な情報を選別し、追加的に必要な補足調査を行うなど適切な処理を行うことにより、審査事件の端緒につなげている。

表7-1 申告件数の推移（小売業に係る不当廉売申告を除く。） (単位：件)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
申告件数	3,685	2,794(▲24.2%)	2,094(▲25.1%)	1,657(▲20.9%)	1,644(▲0.8%)

また、平成24年度における課徴金減免申請の件数は102件であり、平成22年度以降100件を超えて推移している。平成24年度に法的措置を採った入札談合、価格カルテル等20件のうち、19件について当該制度が適用されたことが公表されている。

表 7-2 課徴金減免申請件数等の推移

(単位：件、名)

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
申請件数	85	85	131	143	102
入札談合・価格カルテル等の法的措置件数	11	22	10	17	20
課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数	8	21	7	9	19
課徴金減免制度の適用が公表された事業者数	21	50	10	27	41

(5) 入札談合等関与行為防止法の適用状況

公正取引委員会は、入札談合事件について調査した結果、発注機関の職員等による入札談合等関与行為があると認められるときは、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、当該発注機関の長等に対して改善措置を講ずべきことを求めることができる。

平成24年度においては、国土交通省の四国地方整備局土佐国道事務所及び同高知河川国道事務所が発注する一般土木工事の入札談合事件において、国土交通省の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたことから、国土交通大臣に対して改善措置要求を行った。当該改善措置要求を受けて調査を実施した国土交通省は、平成25年3月14日に調査報告及び改善措置（「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」）を取りまとめ、これを公正取引委員会に報告している。

さらに、国土交通省は、当該調査の結果に基づき、関係職員の懲戒処分等を行っている（平成25年3月22日公表）。

(6) 違反事件の処理期間の状況

平成24年度において法的措置を採った全事件の平均事件処理期間は約14か月となっている。これは、平成23年度から1か月短縮している。

表 8 法的措置を採った全事件の平均事件処理期間

(単位：月)

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
平均事件処理期間	約 11 か月	約 12 か月	約 12 か月	約 15 か月	約 14 か月

また、不当廉売事案のうち、酒類、石油製品及び家庭用電気製品（以下「3品目」という。）の小売業における事案の処理においては、申告のあった事案に関して全数調査を実施し、その処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内としているところ、3品目に係る不当廉売事案について、平均処理期間は約2か月（2か月以内に処理した案件は、約63.6%）であった。

6. 評価

(1) 必要性

ア 独占禁止法違反事件の処理

公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合・受注調整）、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正かつ的確な運用が必要不可欠である。

公正取引委員会においては、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 小売業における不当廉売事件の処理

酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業における廉売については、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及ぶ可能性があることから、その前に迅速な処理を行うことが極めて重要である。他方、大規模な小売業者による廉売又は繰り返し行われている廉売であって周辺の小売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の小売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事件については厳正に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

(ア) 事件処理の状況

独占禁止法違反事件の中でも、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるカルテル・入札談合・受注調整事件に対する厳正な処理に努めたところ、20件のカルテル・入札談合・受注調整事件（価格カルテル事件1件（軸受に係る価格カルテル事件）、入札談合事件4件（国土交通省の四国地方整備局が発注する一般土木工事に係る入札談合事件等）及び受注調整事件15件（自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの受注調整事件等））に対して法的措置を採った。

また、国土交通省の四国地方整備局土佐国道事務所及び同高知河川国道事務所が発注する一般土木工事に係る入札談合事件においては、発注者職員による入札談合等関与行為が認められたため、国土交通大臣に対して改善要求を行っており、発注者が入札談合等の行為に関与する事案に対しても厳正に対処している。

なお、自動車メーカーが発注する自動車用オルタネータ等の自動車用部品に係る事件については、米国司法省等の海外競争当局と情報交換を行いながら対処し

た。

さらに、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めたところ、優越的地位の濫用行為に係る事件として、平成 21 年に審査局内に設置した「優越的地位濫用事件タスクフォース」が効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めたことなどにより、過去最高となる 57 件の注意を行った。そして、不当廉売として、酒類卸売業者に対して 3 件及び石油製品小売業者に対して 1 件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理を行い、1,736 件の事案に対して注意を行った。

(イ) 課徴金納付命令の状況

平成 24 年度における課徴金納付命令の状況は、表 5 のとおりである。課徴金額は、平成 19 年度以前は 200 億円を超えたことはなかったところ、平成 20 年度以降、引き続き高い水準で推移しているといえる。

(ウ) 3 品目の不当廉売事案の処理期間

3 品目の不当廉売事案の処理においては、目標処理期間を原則 2 か月以内としているところ、調査方法の見直しを行うなどした結果、平均処理期間は平成 23 年度より 0.1 か月短縮し約 2 か月となったことから、おおむね目標は達成されたと評価できる。

一方、処理期間が 2 か月を超えた事案がある要因としては、3 品目の不当廉売に係る申告件数が、平成 19 年度の 4,885 件から平成 20 年度以降大幅に増加し、平成 24 年度においても 8,173 件と依然として大量の申告を受け付けたところ、このような大量の申告の処理に時間を要したことが挙げられる。このような大量の申告が続いている背景には様々な要因があると考えられるが、3 品目の小売業においては、依然として価格面で厳しい競争が継続していることが要因の一つであると考えられる。

イ 刑事告発の状況

平成 24 年度においては、軸受（ベアリング）製造販売業者による価格カルテル事件について、平成 24 年 6 月 14 日、軸受製造販売業者 3 社及び当該 3 社の軸受の販売に関する業務に従事していた者 7 名を、検事総長に告発した。

国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発を積極的に行う必要があることから、引き続き、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要がある。

ウ 社会的認知度

平成 24 年度に措置を採り、当該措置内容等について公表した事件に係る日刊新

聞の報道量を計測したところ、表9のとおり、全体の報道量については16,040行、公表1件当たりの平均報道量は1,604行であった。

公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処して措置を採り、当該措置内容等を公表することによって、独占禁止法違反行為や措置の内容が広く社会に認知され、その結果、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与すると考えられる。

表9 日刊新聞の報道量

(単位:行)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量	日刊新聞の報道量	公表1件当たりの平均報道量
告発	6,283	3,142	—	—	—	—	—	—	3,397	3,397
法的措置	9,804	654	20,452	2,045	19,061	2,383	21,415	1,530	8,789	1,758
警告	575	288	785	393	1,612	537	841	421	3,057	1,019
注意	439	439	—	—	—	—	—	—	797	797
打ち切り	87	29	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	17,188	4,552	21,237	1,770	20,673	1,879	22,256	1,391	16,040	1,604

(注19) 当委員会が把握している日刊新聞報道量を行数換算で計測したものである。

(注20) 新聞の1段は約70行である。

(注21) 表中の「—」は、当委員会が把握しているものの中に該当する報道が含まれていないことを示す。

エ 法的措置によって保護された消費者利益

違反行為が排除されたことによって、違反行為が継続されていれば消費者が価格引上げ等によって失っていたであろう利益が保護されたと考えられる。

当該消費者利益の量として、平成24年度にカルテル・入札談合・受注調整に対して法的措置を採った各事件について、法的措置が採られなければ、問題となった

一定の取引分野における製品又は役務について 10%の価格引上げが5年間継続して行われることとなったと仮定すると、公正取引委員会が法的措置を採ったことにより、少なくとも2364億円に相当する消費者利益が保護されたと推定^(注22)できる。

なお、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対し厳正に対処したことにより、事業者がカルテル・入札談合等を行わないようコンプライアンス意識を高めた事例が存在すると考えられることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

(注22) 公正取引委員会では、平成18年度以降に法的措置を採った事件について、違反行為が行われた市場の市場規模を将来5年間にわたって割引現在価値(割引率として「基準割引率及び基準貸付利率」を使用)に換算後、それぞれに10%を乗じて合算したものを消費者利益として推定し、公表している。

消費者利益を推定するに当たっては、厚生損失(デッドウェイトロス(死荷重損失))ともいう。消費者が、カルテル等による価格高騰のために商品の購入を断念せざるを得なくなるという損失のこと。)を消費者利益とする考え方もあるが、本推定においては、消費者から企業が得た不当な利得を消費者利益としている。

なお、市場規模については、公正取引委員会が把握している限りの情報に基づいて算出している。

表10 法的措置によって保護された消費者利益(推定)の推移 (単位: 億円, 件)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保護された消費者利益(推定)	約4,079	約1,204	約1,790	約2,793	約2,364
測定対象とした法的措置件数	10	22	10	17	20

オ まとめ

本件取組は、限られた人員の中で国民生活に密接な関連を有する分野の事件、消費者に身近な商品の事件等について法的措置を採ったこと、課徴金額が250億円余りと依然として高水準にあること、軸受(ベアリング)製造販売業者による価格カルテル事件について刑事告発を行ったこと、少なくとも2364億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できることなどを踏まえれば、社会的ニーズに対応しつつ、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に対処していると評価できる。

ただし、3品目の不当廉売事案の処理においては、平均処理期間が平成23年度より0.1か月短縮し約2か月となったものの、処理期間が2か月を超える事案もあることから、不当廉売事案の処理について、より一層、迅速処理に努めていく必要がある。

(3) 効率性

ア 課徴金減免制度の活用による効率的な事件処理

課徴金減免制度は、カルテル・入札談合・受注調整事件について、違反事業者自らが違反事実を認めて申請を行うものであり、申請を足掛かりとして違反事実の立証を進めることが可能となることから、効率的な事件処理に資するものと考えられ

る。

平成 24 年度に法的措置を採った事件のうちカルテル・入札談合・受注調整事件は 20 件であったところ、このうち少なくとも 19 件について当該制度が適用されている。

イ 違反事件処理によって保護された消費者利益

平成 24 年度におけるすべての措置（警告等を含む。）に要した費用^(注 23)は約 45 億円であるところ、前記(2)エのとおり約 2364 億円（推定）の消費者利益の保護を達成している。

(注 23) 平成 24 年度における公正取引委員会予算のうち、審査業務に携わる職員（非常勤職員を含む。）の人件費及び審査業務に係る経費。

ウ 法的措置を採った事件の処理期間

平成 24 年度において法的措置を採った事件の平均事件処理期間は約 14 か月となっており、平成 23 年度から 1 か月短縮している。他方、平成 22 年度までと比べると処理期間が伸びていることについては、平成 24 年度においては、発注者である多数の自動車メーカーごとに受注調整が行われ、更に海外の競争当局と情報交換をしつつ事案の解明を行った自動車用オルタネータ等の自動車用部品の受注調整事件のように、その性質上調査に相当の時間を要する事案に取り組んだ結果であると考えられる（自動車用オルタネータ等の自動車用部品の受注調整事件を除いた平成 24 年度における平均事件処理期間は約 12 か月）。

エ 前記ア～ウの状況から、本件取組については、一定の効率性が認められると評価できるが、法的措置を採った事件の処理期間については、適切な事件審査の遂行に支障を来さないようにすることに留意しつつ、今後、より一層の短縮が必要である。

(4) 反映の方向性

ア 効率的な事件処理の推進

平成 24 年度において法的措置を採った事件の平均処理期間は 14 か月程度であった。平成 23 年度のものよりは短縮しており取組に一定の効果がみられたと考えられるものの、平成 22 年度までよりも処理に時間を要している理由は、前記(3)ウのとおりであるが、今後、事案の性質上調査に相当の時間を要する事案の増加も予想される。したがって、これまでも、より迅速な事件処理を行うため、事案の性質上調査に相当の時間を要する事案、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為へのリソース（人員・予算）の有効活用を行い、また、審査担当職員を増員すると同時に職員のノウハウの共有を進めることにより、職員の審査能力の向上を図るなどして、より効率的な事件処理を行うようにしてきたが、今後もこれらの施策を進めることにより、引き続き効率的・効果的な審査体制の整備・強化を行っていく必要がある。

イ 不当廉売に対する執行力の強化

平成 24 年度においては、9,817 件の申告が寄せられ、このうち、小売業における不当廉売事案に関する申告については 8,173 件、それ以外の事件に関する申告については 1,644 件となっている。不当廉売事案のうち、特に小売業に関するものについては、平成 19 年度が 4,885 件であったところ、平成 20 年度に大幅に増加し、平成 24 年度も引き続き高い水準の件数であることから、小売業に係る不当廉売事案の処理に対しては、そのニーズが高いといえる。また、3 品目の平均処理期間は約 2 か月であり、おおむね目標は達成されているものの、事案の中には、処理期間が 2 か月を超えたものもある。公正取引委員会は、これらの申告を適切に処理しつつ独占禁止法上問題のある行為については迅速かつ的確に対処することが求められている。平成 24 年度に不当廉売対策関係に係る予算を 1.2% 増加させるなど審査体制の強化を図っているものの、昨今の不当廉売事案に関する申告の水準は、これまで進められてきた審査体制の強化を上回っており、高水準で推移する不当廉売の申告に対して引き続き迅速かつ的確に対処するためには、より一層の執行力の強化が必要である。

ウ 刑事告発相当事案への対応

国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為については、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、そのためには、刑事告発相当事案を積極的に発掘する必要があるところ、かかる発掘のために、情報収集能力の一層の向上を図る必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、効率的な事件処理の推進、不当廉売に対する執行力の強化及び刑事告発相当事案への対応が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 効率性について、事件処理期間を指標に評価しているが、事件処理期間は、事件調査を担当する人数を増やせば短くなるはずである。事件調査を担当する人数については、増加しているのか。 (独占禁止法違反事件を担当する部署の定員数は、近年増加してきていたものの、平成 24 年度においては、概ね前年度並みであった旨回答した。)	柿崎委員
---	------

○ 3品目に係る不当廉売事案の処理期間について、個々の案件について原則2か月以内に処理するのであれば、平均のみではなく、中央値や2か月以内に処理した案件の比率などを記載すべきではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	田中委員
○ 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行っているが、同要求に基づく改善報告が提出されているのであれば、それを記載することで、改善措置要求に効果があったことを示すことができるのではないか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	若林委員
○ 小売業に係る不当廉売申告件数は「高い水準で推移している」としているが、なぜ水準が引き続き高いのか、その理由を記載してはどうか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添4-1

(公正取引委員会25-④)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化						
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。						
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドライン(企業結合及び優越的地位の濫用に係るガイドラインを除く。)の普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応(相談事例集への掲載事例件数については年間10件以上を目途)、取引実態調査の公表(年間2件以上を目途)を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	予算額(補正後)(a)	13,121	8,467	8,679	8,730	8,825
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	13,121	8,467	8,679	8,730	8,825
	執行額(千円, c)		12,461	10,017	9,213		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	
	—			—		—	

測定指標	ガイドラインの説明会の開催件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		46	46	38	59	90
	ガイドラインの説明会の参加者数〔名〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		約2,970	約2,190	約3,140	約3,220	約3,730
	不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	21	8	7	7
	不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数〔名〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	約490	約410	約280	約250
	事業者等からの相談件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		1,920	1,703	1,700	1,497	1,203
	相談事例集への掲載事例件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		13	9	12	11	13
	年度ごとの目標値		-	-	10	10
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	39,512	34,288	35,325
	取引実態調査結果の公表件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		2	1	1	1	1
	年度ごとの目標値		-	-	2	2
	取引実態調査の平均実施期間(月/件)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		11	4	5	3	5
	取引実態調査の平均所要人数(名/件)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	5	4	4	4

施策に関する評価結果	目標の達成状況	相談事例の公表については、13件を公表しており、目標を達成している。 取引実態調査については、平成24年度に着手して、平成25年7月に公表した実態調査が、対象商品の製造業者、商社及び販売業者という3業態の事業者を対象とするものであり、かつ、製造業者に対する調査を踏まえて商社に対する調査を実施し、それらを踏まえて販売業者に対する調査を実施する必要があったので、調査に時間を要したことにより、公表は1件だけであり、目標を達成できなかった。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表については、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できるが、その実施方法等について、次のとおり改善点が挙げられる。 ガイドラインの普及・啓発については、公正取引委員会の職員が事業者等に対してガイドラインの説明を行うだけでなく、全国の商工会議所・商工会の経営指導員に対してガイドラインの説明を行い、当該経営指導員を通じて事業者等に対してガイドラインの普及・啓発を図るなど、方法の多様性を図ることにより、ガイドラインの一層の普及・啓発や独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと評価できることから、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努める。 平成24年度の政策評価結果を踏まえて、相談事例を広く認知してもらうために、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介してきたところ、相談事例集が広く多数の事業者等に認知されてきていると考えられる。これにより、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、引き続き、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介するなどの取組を積極的に進め、一層の認知度向上を図ると共に、各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の公表を行う。 取引実態調査については、年間2件以上の公表を目指して、複数の分野について同時に情報収集を行ったり、迅速かつ効率的に調査票の集計作業を行ったりするなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る。また、近年台頭してきた新興市場や社会的に注目度の高い市場等においても、積極的に取引実態調査を行い取引慣行等の把握に努めるとともに、過去に取引実態調査を行った市場におけるその後の取引慣行等の変化の有無等についても注視し、取引慣行等の改善を図る必要性が見受けられる場合などにはフォローアップ調査についても検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	・事業者等からの相談件数について、共同研究開発に関する相談が増加した一方、共同行為に関する相談が減少しているが、この理由は何か。（若林委員） （コスト削減のために、共同研究開発を行う事業者が増えていると思われる。また、共同研究開発を行う事業者は大規模事業者が多く、独占禁止法上問題がないかを慎重に確認するようにしていることが考えられる。一方、共同行為については、独占禁止法が広く認知されるようになり、販売価格の共同決定のような明らかに独占禁止法上問題となる内容の相談が減少してきたのではないかとと思われる旨回答した。） ・ガイドラインの普及・啓発について、商工会議所や商工会等を活用することは、外部リソースの活用の観点から重要であることから、高く評価すべきであり、反映の方向性においても、商工会議所や商工会等を活用した取組を強化する旨を記載してはどうか。（柿崎委員） （意見を踏まえて修正を行った。） ・取引実態調査の結果の公表件数を指標としているが、取引実態調査の調査件数を指標とすることが適当にも思えるが、公表件数を指標とすると理由は何か。（小西委員） （独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るという施策の目標につなげるためには、取引実態調査の結果について公表して、事業者等に独占禁止法について周知することが重要であるためである旨回答した。）
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名	取引企画課長 山田 弘 取引調査室長 菱沼 功 相談指導室長 天田 弘人	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
-------	----------------------------------	--------	--	----------	------------

実績評価書資料

担当課 取引企画課・取引調査室・相談指導室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
取引慣行等の適正化

【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドライン（企業結合及び優越的地位の濫用に係るガイドラインを除く。）の普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応（相談事例集への掲載事例件数については年間10件以上を目途）、取引実態調査の公表（年間2件以上を目途）を実施することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成24年度）

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化することで事業者等の予見可能性を向上させ、独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、不当廉売ガイドライン、事業者団体ガイドライン等の各種ガイドラインを策定・公表し、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

近年では、各種ガイドラインの効率的な普及・啓発を図る観点から、①事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図るとともに、②全国の商工会議所や商工会に在籍する経営指導員を対象に開催される研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際などに当該経営指導員を通じて事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図っている。

また、ガイドラインの中でも不当廉売ガイドラインについては、平成21年12月に改定した直後は当該ガイドラインの普及・啓発のために全国各地で集中的に説明会を開催し、その後は事業者等から講演を依頼された際に公正取引委員会の職員を派遣して当該ガイドラインについて説明するなど、当該ガイドラインの浸透状況に応じた普及・啓発を行った。

平成20年度以降に、事業者等が開催する会合及び商工会議所・商工会の経営指導員向け研修会へ公正取引委員会の職員を講師として派遣した件数の推移は、表1のとおりである。

表1 ガイドラインの説明会開催件数 (単位: 件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業者等向け	3	21	8	15	26
経営指導員向け	43	25	30	44	64
合 計	46	46	38	59	90

他方で、全国の商工会議所や商工会が発行する会報誌に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけに努めるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図った。なお、平成24年度においては、当該会報誌に独占禁止法に係る記事を合計55回掲載することができ、全国の商工会議所や商工会の傘下会員に対して広範に独占禁止法やガイド

ラインの普及・啓発を図った。

(2) 事業者等からの相談への対応

ア 相談対応の概要等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所計7か所に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

平成20年度以降の事業者等からの相談件数の推移は表2のとおりである。

表2 事業者等からの相談件数 (単位: 件)

相談者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業者	1,501	1,351	1,402	1,197	918
流通取引に関する相談	1,165	1,038	1,081	840	640
技術取引に関する相談	73	66	50	42	50
共同研究開発に関する相談	16	24	18	23	87
共同行為に関する相談	150	112	90	134	19
その他	97	111	163	158	122
団体	419	352	298	300	285
合計	1,920	1,703	1,700	1,497	1,203

イ 相談事例集への掲載事例件数

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。平成20年度以降の相談事例集への掲載事例件数の推移は表3のとおりである。

表 3 相談事例集への掲載事例件数

(単位：件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
公表件数	13	9	12	11	13

(3) 取引実態調査の実施

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成 20 年度以降に取引実態調査の結果を公表した件数の推移は、表 4 のとおりである。

表 4 取引実態調査の結果の公表件数

(単位：件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
公表件数	2	1	1	1	1

平成 24 年度においては、「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査」（以下「ホテル実態調査」という。）を実施し、その調査結果を公表した。

ホテル実態調査は、過去にホテル・旅館による納入業者に対する優越的地位の濫用行為について独占禁止法に基づく法的措置や警告公表を行ったことや、平成 22 年 5 月に調査結果の報告書を公表した「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査」において「宿泊業者等の事業者との取引において何らかの不当とを感じる要請がある」との回答が寄せられていること、さらに、一般に、優越的地位の濫用について取引上の立場の弱い事業者は不利益を被っていても申し出ることが困難な状況にあることを踏まえ、ホテル・旅館と納入業者との取引実態を把握するために調査を実施したものである。なお、当該分野の実態調査を実施したのは、初めてである。

ホテル実態調査の結果を報告書として取りまとめ、平成 24 年 5 月 16 日に公表するとともに、調査対象としたホテル業界の関係団体等に対して報告書を配布し、調査において把握できた取引慣行や問題点等について周知を行った。さらに、公正取引委員会ウェブサイト当該報告書を掲載したところ、平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月までの 11 か月間において、報告書（本体）に 4,633 件、報告書（概要版）に 4,008 件、報告書（概略図）に 3,684 件と多数のアクセスがあった。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

公正取引委員会では、①独占禁止法上の考え方を示したガイドラインの普及・啓発、②事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、③事業活動の実態調査の実施及び当該調査結果の公表を行っている。これらの取組は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止し、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことに資することから、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要な取組であると評価できる。

(2) 有効性

ア ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発活動を実施することにより、どの程度事業者等の予見可能性が向上し、独占禁止法違反行為の未然防止が図られているかという観点から、ガイドラインの説明会開催件数と事業者等からの相談件数の推移をみると、ガイドラインの説明会開催件数が増加する一方で、事業者等からの相談件数が減少している状況がみられた。

表5 講師派遣回数と相談件数の推移 (単位：回、件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ガイドラインの説明会開催件数	46	46	38	59	90
相談件数	1,920	1,703	1,700	1,497	1,203

(注) 当該数値は、表1及び表2に記載の数値を再掲

事業者等からの相談件数が減少している背景には様々な要因が考えられ、前記5(2)イのとおり事業者から寄せられた主要な相談事例を相

談事例集として公表するなど多様な方法で事業者等にとって有益な独占禁止法に関する情報を発信することにより、事業者等において独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性が高まったことも一因となっているとも考えられるが、ガイドラインの説明会開催件数の増加に伴って、事業者等に対し公正取引員会の職員が直接ガイドライン等について説明する機会が増加したことも、その要因と考えられる。これらのことから、ガイドラインの普及・啓発への取組は、事業者等における取引慣行等の適正化のために有効な取組であったと評価できる。

イ 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会では、事業者等からの具体的な事業活動に係る相談に対し、独占禁止法に関する専門的な知見を生かして、当該相談に係る具体的な事業活動が独占禁止法上問題ないかどうかを迅速に回答しており（平成24年度に受け付けた相談1,203件のうち92.9%（平成23年度においては94.4%）の事案について、相談を受け付けた日から7日間以内に回答している。）、当該事業者等が公正取引委員会からの回答に基づいて事業活動を行うことによって、独占禁止法違反行為が未然に防止されていると考えられる。

近年、事業者等からの相談件数は、減少傾向にはあるが、毎年度1,000件を超える相談を受け付けており、事業者等は、具体的な事業活動を計画した際に、公正取引委員会への相談を積極的に利用している状況にあるといえる。

事業者等からの相談事例集への掲載事例件数は、年間10件以上とすることを目途としているところ、平成24年度には、平成23年度の主要な相談事例13件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成23年度）」を平成24年7月に公表している。

平成24年7月に公表した相談事例集には、メーカーが、自社製品について、通信販売を禁止することや対面での販売を義務付ける事例など、新規性のある事例のほか、事業者団体等から東日本大震災に伴う対応についてのさまざまな相談が寄せられた中で、例えば、住宅設備メーカーを会員とする団体が、仮設住宅向け住宅設備の供給不足を回避するため、会員に対し、仮設住宅向け住宅設備の最低販売数量を割り当てる事例を掲載している。このように、新規性のある事例を含む最新の相談事例を公表することによって、相談事例集は、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

さらに、公表した相談事例は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載されているところ、平成24年度のアクセス数は35,325件（各相談事例集（平成13年以降に公表した相談事例集）への平成24年4月から平成25年3月のアクセス数合計。このうち平成24年7月に公表された最新の相談事例集には12,403件と、平成23年度における同年6月に公表された相談事例集へのアクセス数10,482件より約2,000件増加している。）と多数に上っている。

また、全日本空輸株式会社から「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談が寄せられ、回答内容を平成23年度に公表した旨を相談事例集に記載したところ、平成24年度のアクセス件数は2,382件（平成24年4月から平成25年3月のアクセス数合計。平成23年度における同件の新聞発表文へのアクセス数1,565件より約800件増加している。）と多数に上っている。

このように、多数の事業者等が具体的な事業活動計画について公正取引委員会に相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られると評価できる。

ウ 取引実態調査の実施

取引実態調査においては、年間2件以上の調査結果の公表を目標としているところ、平成24年度はホテル実態調査の1件のみの公表であった。なお、年間2件以上の公表とした目標の設定は、取引実態調査を担当する取引調査室の職員数（平成24年度定員6名）、取引実態調査に要する業務量、これまでの公表件数の実績、他の業務の状況を勘案したものである。平成24年度における調査結果の公表が1件にとどまった理由は、平成24年度に着手し平成25年7月に公表した実態調査が、対象商品の製造業者、商社及び販売業者という3業態の事業者を調査対象とする広範なものであり、かつ、製造業者に対する調査を踏まえて商社に対する調査を実施し、更にそれらを踏まえて販売業者に対する調査を実施するなど、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったためである。

一方、ホテル実態調査の結果を報告書として取りまとめ、当該報告書を関係団体等に配布するなど調査結果を公表するとともに、公正取引委員会ウェブサイト当該報告書を掲載したところ、前記5(3)のとおり当該報告書へのアクセス数が多数に上り、報告書を見た業界団体から独占禁止法に関する講演の依頼を受けるなど、ホテル実態調査へ

の業界の関心の高さが伺えた。このように、ホテル実態調査を契機として、当該業界の自主的な取引慣行の改善が図られると考えられるほか、他の業界においても、取引慣行の改善の契機となるものと考えられる。

以上のことから、取引実態調査は、平成24年度において2件以上の調査結果の公表としていた目標には届かなかったものの、調査を実施しその結果を公表することにより、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知が図られ、事業者等による自主的な改善の契機となるなど、取引慣行等の適正化について効果を挙げていると評価できる。

(3) 効率性

ア ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発は、事業者等にとってルールの明確化や予見可能性の向上に資することから、独占禁止法違反行為の未然防止が図られることとなり、もって取引慣行等の適正化を効率的に実現する効果を有する。

事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を派遣するとともに、全国の商工会議所や商工会に在籍する経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を派遣してガイドラインの普及・啓発を行うことにより、公正取引委員会の事務所がない地域においても全国にわたってより多くの事業者等に対して効率的にガイドラインの普及・啓発を図ることができた。

以上のことから、ガイドラインの普及・啓発を通じて、効率的に独占禁止法の考え方について周知が図られ、事務処理に要するコストの削減に寄与していると評価できる。

イ 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所及び支所においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所及び支所の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成24年度に受け付けた相談1,203件の処理日数をみる

と、そのうち92.9%（平成23年度においては94.4%）の事案について、相談を受け付けた日から7日以内に回答している。7日以内に回答した比率は、平成23年度より下がっているものの、平成22年度より高い水準であり、引き続き、迅速な処理を維持できているところである。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価することができる。

ウ 取引実態調査の実施

平成24年度に調査結果を公表したホテル実態調査は、前記5(3)のとおり、公正取引委員会ウェブサイトへ報告書を掲載したところ多数のアクセスがあり、業界団体から独占禁止法についての講演の依頼を受けるなど、ホテル業界等における関心の高さが伺われ、全国に所在する事業者等に対して効率的に調査結果を周知することができ、もって取引慣行等の適正化に寄与したものと考えられる。

このことから、取引実態調査を実施しその結果を公表することは、事業者等が業界における取引慣行等の問題点について認識し、自主的に改善に向けて取り組む契機となり、もって独占禁止法違反行為の未然防止につながることから、取引慣行等の適正化のために効率的な取組であったと評価できる。

ただし、ホテル実態調査の実施期間は5か月、所要人数は4名であったところ、平成24年度の実態調査の公表件数が1件にとどまったことを踏まえると、取引実態調査における業務の効率性を高める必要がある。

(4) 反映の方向性

ア ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図ることにより、ガイドラインの一層の普及・啓発や独占禁止法違反行為の未然防止に寄与し、もって取引慣行等の適正化に一定の成果を上げることができたと考えられる。

このような成果を踏まえ、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保するとともに、事業者等の予見可能性がより向上し、もって独占禁止法違反行為を未然に防止し、取引慣行等の適正化に資するよう、全国の商工会議所や商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努める。

イ 事業者等からの相談への対応

平成24年度の政策評価結果を踏まえて、相談事例を広く認知してもらうために、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介してきたところ、前記(2)イのとおり最新の相談事例集へのアクセス数が前年度より約2,000件増加した（「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した案件へのアクセス件数は、約800件増加した。）。

このことを考慮すると、相談事例集が広く多数の事業者等に認知されてきていると考えられる。これにより、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られたと評価できることから、引き続き、個別に相談してきた事業者等に参考となる相談事例が掲載された相談事例集を紹介するなどの取組を積極的に進める。

さらに、引き続き、各種ガイドラインを補う新規性のある相談事例の公表を行っていく。

ウ 取引実態調査の実施

平成24年度においては、従前に比べて多大な作業量を要する取引実態調査を行ったことが大きな特殊要因となり、取引実態調査の公表が1件にとどまったが、それ以前においても年間1件の公表が続いている。

そのため、年間2件以上の調査結果の公表という目標を達成するために、複数の分野について同時に情報収集を行ったり、迅速かつ効率的に調査票の集計作業を行ったりするなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る。

また、近年台頭してきた新興市場や社会的に注目度の高い市場等についても、積極的に取引実態調査を行い取引慣行等の把握に努める。他方で、過去に取引実態調査を行った市場におけるその後の取引慣行等の変化の有無等にも注視し、取引慣行等の改善を図る必要性が見受けられる場合などには、フォローアップ調査についても検討する。

(5) 総合的評価

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であると評価できる。他方で、ガイドラインの普及啓発のために更なる方法の多様性を図ること、相談事例集の一層の認知度向上を図ること、取引実態調査の実施方法を工夫することが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 事業者等からの相談件数について、共同研究開発に関する相談が増加した一方、共同行為に関する相談が減少しているが、この理由は何か。 （コスト削減のために、共同研究開発を行う事業者が増えていると思われる。また、共同研究開発を行う事業者は大規模事業者が多く、独占禁止法上問題がないかを慎重に確認するようにしていることが考えられる。一方、共同行為については、独占禁止法が広く認知されるようになり、販売価格の共同決定のような明らかに独占禁止法上問題となる内容の相談が減少してきたのではないと思われる旨回答した。）	若林委員
○ ガイドラインの普及・啓発について、商工会議所や商工会等を活用することは、外部リソースの活用の観点から重要であることから、高く評価すべきであり、反映の方向性においても、商工会議所や商工会等を活用した取組を強化する旨を記載してはどうか。 （意見を踏まえて修正を行った。）	柿崎委員
○ 取引実態調査の結果の公表件数を指標としているが、取引実態調査の調査件数を指標とすることが適当にも思えるが、公表件数を指標とすると理由は何か。 （独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るという施策の目標につなげるためには、取引実態調査の結果について公表して、事業者等に独占禁止法について周知することが重要であるためである旨回答した。）	小西委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添5-1

(公正取引委員会25-⑤)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 下請法の的確な運用					
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。 下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間の目途として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。(平成24年度)					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	116,948	133,076	139,726	134,997
		繰越し等(b)	0	0	0	0
		合計(a+b)	116,948	133,076	139,726	134,997
	執行額(千円、c)		107,644	101,460	118,394	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	円高への総合的対策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～(閣議決定)		平成23年10月21日		Ⅱ. 具体的対応策 1. 円高による「痛み」の緩和 (2)円高で苦境に陥っている中小企業等への金融支援等の拡充 さらに、自己資本が毀損した中堅企業等の資本充実策、中小企業の合併等の支援、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用に加え、無料の弁護士相談会の実施等下請かけこみ寺の機能強化を行う。	
	中小企業憲章(閣議決定)		平成22年6月18日		3. 五. 公正な市場環境を整える 中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。	

測定指標	下請取引に係る書面調査の実施状況[名](注1・2)		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		親事業者数	34,181	36,342	38,046	38,503	38,781
		下請事業者数	160,230	201,005	210,166	212,659	214,042
	違反事件の処理件数(勧告)[件]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			15	15	15	18	16
	違反事件の処理件数(指導)[件]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			2,949	3,590	4,226	4,326	4,550
	勧告事件の処理期間(10か月以内に処理した事件の割合)[%]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			73.3	46.7	46.7	38.9	56.3
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100
	指導事件の処理期間(3か月以内に処理した事件の割合)[%]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			96.2	96.7	95.9	97.2	98.5
	年度ごとの目標値		100	100	100	100	100
	措置によって直接保護された下請事業者の利益[万円](注3)		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			318,614	60,615	149,543	322,203	570,094
	下請取引適正化推進講習会の開催数[回]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			31	32	30	33	30
	下請取引適正化推進講習会の参加者数[人]		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			4,080	4,307	3,935	4,412	3,845
	下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[%](注4)		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			-	-	93.2	91.4	92.2
	下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[%](注4)		実績値				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			-	-	96.4	94.3	94.8

- (注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。
- (注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。
- (注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。
- (注4) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

測定資料	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	155,049	172,623	326,659
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	46,937	79,668	82,258
	勧告事件の日刊報道量(行)(注5)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された平成24年度勧告事件のアクセス数	3,970	1,328	1,850	1,892	5,872
		実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	156,430	252,396	237,955

(注5)新聞の1段を約70行として計算している。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	勧告を行った下請法違反事件については、目標処理期間を10か月以内(300日)としているところ、平均処理期間は328日となり、目標を達成できなかった(56.3%)。 指導を行った下請法違反事件については、目標処理期間である3か月以内におおむね処理することができた(98.5%)。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、以下の課題が挙げられる。 平成24年度においては、勧告16件、指導4,550件と親事業者に対する措置件数が過去最多となるなど積極的に事件処理を行ったものの、親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件について事件処理に時間を要したこと等の理由で、勧告事件16件のうち7件については目標処理期間内に処理できなかったことから、処理期間の短縮のため、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進め、また、調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図るとともに調査部門の体制の更なる強化を図る必要がある。 また、下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることを目的として、開催案内を工夫するなど、下請法の普及・啓発効果を向上させるための更なる取組を進めていく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	・下請取引適正化推進講習会について、理解度が低い者の参加を積極的に促すことは、下請法違反の未然防止のために良い取組であると考えられるが、アンケート調査結果によると、講習会前に下請法の内容を65%程度の参加者が下請法の内容について「知らない」と回答している。この比率は前年度と比べて多いのであれば、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促した結果、従来に比べて多くなった旨を記載してはどうか。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・下請法の周知は重要であると考えられるが、公正取引委員会が行う各種調査を活用するなどして、下請法の周知状況を測る指標を設けることはできないか。(田中委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「平成24年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成25年5月22日 ②下請取引適正化推進講習会の開催に係るアンケート 調査対象者・人数：3,845人 調査方法：講習会参加者に対するアンケート調査 作成者：公正取引委員会 調査期間：平成24年11月 有効回答数：3,230人(アンケート項目ごとに変動があるためアンケートの回収数を記載) (注)前記資料の所在は全て公正取引委員会官房総務課である。
---------------------------	--

担当部局名	企業取引課 下請取引調査室	作成責任者名	企業取引課長 真淵 博 下請取引調査室長 長澤 文男	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	------------------	--------	-------------------------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 企業取引課・下請取引調査室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等
下請法の的確な運用

【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置（下請法第7条に基づく勧告）又は指導）を講ずる。

下請法に係る講習会を開催すること等により、下請法の普及・啓発を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間の目途として勧告事件は10か月以内、指導事件は3か月以内）かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する（平成24年度）。

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、公正取引委員会では、以前から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査

を実施して、違反行為の発見に努めている^(注)。

平成 24 年度における書面調査は、親事業者 38,781 名（前年度比 0.7% 増）及び下請事業者 214,042 名（前年度比 0.7% 増）を対象に実施した（表 1）。

（注） 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っている想定される事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表 1 書面調査の実施状況 (単位：名)

年度	調査対象親事業者数	調査対象下請事業者数
20	34,181	160,230
21	36,342	201,005
22	38,046	210,166
23	38,503	212,659
24	38,781	214,042

(2) 下請法違反事件の処理状況

ア 新規着手件数

平成24年度に新規に着手した下請法違反被疑事件は4,870件（前年度比6.9%増）であり、事件に着手する際の端緒情報の内訳としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが4,819件、下請事業者等からの申告によるものが50件、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件となっている（表2）。

イ 処理件数

平成24年度の下請法違反事件処理件数は4,882件であり、このうち、勧告又は指導の措置を講じた件数（以下「措置件数」という。）は4,566件（前年度比5.1%増）となっている（表2）。措置件数を業種別にみると、生産用機械器具製造業が最も多く（308件、6.8%）、金属製品製造業（255件、5.6%）、機械器具卸売業（252件、5.5%）がこれに続いている。

平成24年度は、勧告件数については、平成15年の下請法の一部を改正する法律（平成15年法律第87号。以下「改正下請法」という。）が施行され、勧告を原則公表することとした平成16年度以降2番目に多い16件（最多は平成23年度の18件）となっており、指導件数については、昭和31年の下請法施行以降最多となる4,550件（前年度比5.2%増）となった（表2）。また、勧告事件16件中5件については、例えば、親事業者が減額及び返品というように複数の違反行為を下請事業者に行っているものであった。

表2 下請法違反事件の処理状況

(単位：件)

年度	新規着手件数				処理件数				
	端緒の種類			合計	措置		小計	不問	合計
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求		勧告	指導			
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	2,964	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882

ウ 処理期間

平成24年度における勧告件数は16件であったところ、目標処理期間の10か月（300日）以内に処理された事件は、9件であった。また、平均処理期間は328日となっている（表3）。

指導事件については、過去最多の4,550件であったところ、目標処理期間の3か月（90日）以内に処理された事件の割合は98.5%であった（表4）。

表3 勧告事件における調査開始後10か月内の処理の割合及び処理期間

(単位：件、日)

年度	20	21	22	23	24
勧告件数	15	15	15	18	16
うち10か月以内の 処理件数	11	7	7	7	9
10か月以内の処理 件数の比率	73.3%	46.7%	46.7%	38.9%	56.3%
勧告事件平均処理日数	218	278	295	310	328

表4 指導事件における調査開始後3か月以内の処理の割合

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
96.2%	96.7%	95.9%	97.2%	98.5%

エ 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度においては、親事業者233名から下請事業者9,821名に対し、下請事業者が被った不利益について総額57億94万円（前年度比76.9%増）の原状回復措置（減額した下請代金の返還等）を採り、改正下請法施行以降最高額となっている（表5）。

表5 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況 (単位：名，万円)

年度		20	21	22	23	24
の減額 下請代金	減額分の返還を行った親事業者数	50	61	98	86	120
	減額分の返還を受けた下請事業者数	2,022	2,160	4,356	6,391	6,540
	減額分の返還の年度総額	295,133	48,116	103,145	171,417	395,548
の支払遅延 下請代金	遅延利息の支払を行った親事業者数	39	61	89	78	98
	遅延利息の支払を受けた下請事業者数	1,456	2,737	3,420	1,953	2,887
	遅延利息の支払の年度総額	23,481	10,790	28,238	16,661	147,296
返品	商品の引取りを行った親事業者数	0	0	1	4	6
	商品の引取りを受けた下請事業者数	0	0	3	118	124
	親事業者が引取りを行った商品の年度総額	0	0	13,985	124,937	16,728
受領拒否	商品を受領することとした親事業者数	0	0	0	2	1
	商品を受領が行われることとなった下請事業者数	0	0	0	27	88
	親事業者が受領することとした商品の年度総額	0	0	0	4,033	8,608
上の利益提供 不当な経済	利益提供分の返還を行った親事業者数	0	1	1	5	8
	利益提供分の返還を受けた下請事業者数	0	22	59	70	182
	利益提供分の返還の年度総額	0	1,709	4,175	4,906	1,912
価早期決済 材料等の対 有償支給原	負担分の返還を行った親事業者数	0	0	0	1	0
	負担分の返還を受けた下請事業者数	0	0	0	11	0
	負担分の返還の年度総額	0	0	0	249	0
合計	親事業者の合計数	89	123	189	176	233
	下請事業者の合計数	3,478	4,919	7,838	8,570	9,821
	原状回復の総額	318,614	60,615	149,543	322,203	570,094

(注) 1万円未満を切り捨てているため、総額と各欄記載の額の合計額とは一致しない場合がある。

(3) 下請取引適正化のための普及・啓発

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、下請取引適正化のための普及・啓発を行っている。

ア 下請取引適正化推進講習会の開催

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化推進講習会を開催するなど、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っている。

下請取引適正化推進講習会については、下請取引の適正化を一層推進

するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法の趣旨・内容を周知徹底することを目的として開催している。

平成 24 年度においては、中小企業庁と共同して、47 都道府県 61 会場で開催しており、このうち、公正取引委員会の主催分として、27 都道府県 30 会場で開催し、3,845 名が参加した（表 6）。参加者数が、昨年度と比較して 567 名減少しているが（対前年度比 12.9%減）、これは、公正取引委員会主催分の開催回数が前年度と比較して 3 回減少していることが要因であると考えられる。また、下請取引適正化推進講習会の募集定員に対する参加者数（参加率）は、平成 23 年度の 85.3%に対し、平成 24 年度は 84.3%となるなど、やや低下したものの、依然として高い水準を維持している。

表 6 下請取引適正化推進講習会の開催状況（公正取引委員会主催分）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開催回数	31	32	30	33	30
募集定員	4,440	5,740	4,430	5,170	4,560
参加者数	4,080	4,307	3,935	4,412	3,845
参加率	91.9%	75.0%	88.8%	85.3%	84.3%

イ 下請法に関する情報提供

(ア) パンフレット等の作成・配布等

公正取引委員会は、下請法の理解を深めてもらうために下請法のパンフレット（以下「パンフレット」という。）や下請取引適正化推進講習会のテキスト（以下「講習会テキスト」という。）を作成し、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示するなどして多くの事業者等が利用できるようにしている（表 7）。

(イ) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実の概要、勧告の概要等を公表している。平成 24 年度は、勧告事件 16 件を全て公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載した（表 7）。

表 7 下請法に係る公表資料へのアクセス数 (単位：件)

	パンフレット	講習会テキスト	勧告事件
平成 22 年度	155, 049	46, 937	156, 430
平成 23 年度	172, 623	79, 668	252, 396
平成 24 年度	326, 659	82, 258	237, 955

(注) パンフレットのアクセス件数は下請法関係の全パンフレットのアクセス件数であり、勧告事件のアクセス件数は各年度に公表した事件の合計件数である。

6. 評価

(1) 必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等について積極的に勧告して公表し、それ以外の事件については迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益について原状回復を図るなど、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、下請法の普及・啓発を行うことが必要である。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理

従来から下請法違反事件の積極的な処理に努めてきたところ、平成 24 年度の勧告件数は改正下請法施行以降 2 番目に多い 16 件であり、指導件数は昭和 31 年の下請法施行以降最多であった。

勧告においては、下請取引の改善や違反行為の再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができることとなっているところ、平成 24 年度に勧告した 16 件については、「その他必要な措置」として、①今後同様の違反行為を行わない旨を取締役会の決議によって確認すること、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のために必要な措置を講ずること、③当該措置内容を下請事業者へ周知すること等を求めたところ、勧告対象となった全ての親事業者がこれらの措置を採ることとしている。

イ 原状回復措置によって直接保護された下請事業者の利益

平成 24 年度には、親事業者 233 名が講じた原状回復措置により、改正下請法施行以降最高額である総額 57 億 94 万円が、下請事業者 9,821 名の直接の利益として保護された。

ウ 処理期間

平成24年度の勧告事件については、目標処理期間の10か月以内に処理

した事件は16件中9件で、勧告事件全体に占める割合は56.3%と、直近5年間で平成20年度に次ぐ割合となっており、処理期間短縮への取組について一定の成果が現れてきている。

平成24年度の勧告事件の平均処理期間は328日と前年度より18日増加し、事件処理に目標処理期間の10か月超を要した事件は16件中7件であったが、目標処理期間を超えた理由としては、

- ① 親事業者が下請事業者に対して複数の違反行為を行っている事件について、勧告・公表に耐え得る証拠収集等に時間を要したこと
 - ② 卸・小売業者による事件について、取扱商品数が多い等の理由により、下請取引の範囲の画定に時間を要した案件があったこと
- 等が挙げられる。

勧告事件については、引き続き、目標処理期間内に処理できるよう取り組む必要がある。

また、指導事件については、全体の98.5%が目標処理期間の3か月以内に処理され、直近5年間で最も高い割合となっている。

エ 下請取引適正化推進講習会の開催

下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果をみると、講習会前に下請法の内容（下請法の適用範囲及び親事業者の義務並びに親事業者の禁止行為）について「全く知らない」又は「ほとんど知らない」と回答していた参加者の割合は65%程度（平成23年度においては38%程度）であった。

なお、過去の下請取引適正化推進講習会においては、既に他の講習会に参加したことがある者など、ある程度下請法の内容の理解度が高い参加者が多く含まれていたため、講習会前における下請法の理解度が高かったものと考えられる。平成24年度においては、講習会の効果の最大化を図ることを目的として、開催案内を工夫するなどして下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、下請法の普及・啓発効果を向上させるための取組を講じたところ、理解度が低い者の参加が増加したものと考えられる。

また、講習会の結果、「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合は90%超となっている（表8）。

下請取引適正化推進講習会は、毎年約4,000名の参加者があり、参加率も高いことから、当該講習会を実施することは事業者の要請も強く、また、参加者に対するアンケート結果から下請法の理解のために効果的であったと評価できる。これらのことから、下請取引適正化推進講習会を開催する取組は、下請法の普及・啓発のために効果的であったと評価できる。

表 8 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果
(講習会前における下請法の理解度)

	全く知らない	ほとんど知らない	ほぼ知っている	十分に知っている
下請法の適用 範囲及び親事 業者の義務	8.7%	56.6%	30.2%	4.5%
親事業者の禁 止行為	9.8%	57.0%	29.0%	4.3%

(講習会後における下請法の理解度)

	よく分かった	概ね分かった	あまり分からなかった	全然分からなかった
下請法の適用 範囲及び親事 業者の義務	23.2%	69.0%	7.3%	0.5%
親事業者の禁 止行為	27.2%	67.6%	4.8%	0.4%

オ 下請法に関する情報提供

(ア) パンフレット等の作成・配布等

パンフレットや講習会テキストは、下請取引適正化推進講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示しているところ、平成 24 年度のアクセス件数は、パンフレットが 326,659 件（対前年度比 89.2%増）、講習会テキストが 82,258 件（同 3.3%増）となっている。このように、パンフレット及び講習会テキストは、多くの利用者に利用されていることから、パンフレット及び講習会テキストの作成・配布等が、下請法に関する情報提供のために有効であったと考えられる。

(イ) 勧告事件の公表

勧告を行った事件については、改正下請法施行以降、全ての事件について、違反事実・勧告内容の概要等を公表している。

平成 24 年度は、勧告事件 16 件全てを公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載した。これら関係資料へのアクセス件数については、勧告件数は昨年度の 18 件から減った一方で、1 件当たりの平均アクセス件数は増加し、合計 237,955 件と昨年度の 252,396 件をやや下回るものの、ほぼ同水準のアクセスがあったと評価できる。

また、前記 16 件の勧告事件の全てが日刊新聞において報道され、これらの報道量は昨年度の 1,892 行を大幅に上回る計 5,872 行であった（表 9）。平成 24 年度の日刊新聞報道量が多かったのは、知名度の

高い事業者による下請事業者が被った不利益額が多額であった事件が大きく報じられたこと、また、これを含め、前記のとおり、全ての勧告事件が報道されたことが要因だと考えられる。

このように、違反事実・勧告内容の概要等について公表し、それが報道されることによって、勧告事件の内容、更には下請法の内容が広く社会に認知されることとなり、その結果、下請法違反行為の未然防止に有効であると考えられる。

表 9 日刊新聞報道量

(単位：行)

年度	20	21	22	23	24
日刊新聞報道量	3,970	1,328	1,850	1,892	5,872
公表 1 件当たりの平均報道量	265	89	123	105	367

(注) 新聞の 1 段は約 70 行として計算している。

カ まとめ

以上のことから、下請法違反事件処理及び下請法の普及・啓発の取組は、勧告事件の処理期間短縮等の課題はあるものの、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するという目標に照らして有効であったと評価できる。

(3) 効率性

平成 24 年度においては、指導事件はそのほとんどが目標処理期間内の 3 か月以内に処理されており (98.5%)、事件処理は効率的に行われたものと評価できる。しかし、勧告事件については、処理期間短縮への取組の成果が現れてきているものの、16 件中 7 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて引き続き取り組んでいく必要がある。

(4) 反映の方向性

ア 勧告事件の処理期間

下請法は、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるにもかかわらず、平成 24 年度の勧告事件 16 件中 7 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかったことから、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。

- ① 調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積等を進めるため、引き続き、担当職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要

した点や対応を工夫した点について、情報の共有化を図る。

② 調査手法の見直し等により、効率的な業務遂行を図る。

③ 調査部門の体制の更なる強化を図る。

イ 下請取引適正化推進講習会

下請取引適正化推進講習会は、下請法の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できることから、引き続き、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促すことにより、講習会の効果の最大化を図ることを目的として、開催案内を工夫するなど、下請法の普及・啓発効果を向上させるための更なる取組を進めていく必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要かつ有効であると評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために担当職員の調査能力の向上、効率的な業務遂行及び調査部門の体制の更なる強化を図ることが課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 下請取引適正化推進講習会について、理解度が低い者の参加を積極的に促すことは、下請法違反の未然防止のために良い取組であると考えるが、アンケート調査結果によると、講習会前に下請法の内容を 65%程度の参加者が下請法の内容について「知らない」と回答している。この比率は前年度と比べて多いのであれば、下請法の内容の理解度が低い者の参加を積極的に促した結果、従来に比べて多くなった旨を記載してはどうか。 (意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 下請法の周知は重要であると考えられるが、公正取引委員会が行う各種調査を活用するなどして、下請法の周知状況を測る指標を設けることはできないか。 (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)	田中委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添6-1

(公正取引委員会25-⑥)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴						
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。						
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること(地方有識者との懇談会開催件数83件以上、一日公正取引委員会開催件数8件、消費者セミナー開催件数41件以上、独占禁止法教室開催件数76件以上)を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	予算額(補正後)(a)	24,752	29,931	29,320	25,930	25,521
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	24,752	29,931	29,320	25,930	25,521
	執行額(千円, c)		19,997	25,041	22,130		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	
	—			—		—	

測定指標	地方有識者との懇談会開催件数〔回〕(注1)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		委員等	8	9	9	9	10
		地方事務所長等	74	79	75	73	72
		合計	82	88	84	82	82
	年度ごとの目標値		97	91	91	85	83
	独占禁止懇話会の開催回数〔回〕	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		2	4	2	4	2	
	一日公正取引委員会開催件数〔件〕	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1	1	4	8	8	
	年度ごとの目標値		—	—	3	8	8
	一日公正取引委員会参加者の評価〔%〕(注2)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	—	86	79	
	消費者セミナー開催件数〔件〕	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	38	39	50	
	年度ごとの目標値		—	—	25	41	41
	消費者セミナー参加者の内容理解度〔%〕(注3)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	85	88	83	
	消費者セミナー参加者の満足度〔%〕(注3)	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		—	—	71	73	74	
	独占禁止法教室開催件数〔件〕	実績値					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		39	47	82	96	112	
年度ごとの目標値		31	32	44	75	76	
独占禁止法教室参加者の内容理解度〔%〕(注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	87	89	88		
独占禁止法教室参加者の満足度〔%〕(注3)	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
	—	—	87	89	87		
報道発表件数〔件〕	実績値						
	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度		
	359	278	267	253	258		

(注1)「委員等」とは、公正取引委員会の委員等と地方有識者との懇談会をいい、「地方事務所長等」とは、公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員と地方有識者との懇談会をいう。

(注2)一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。

(注3)理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額〔万円〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	92,231	45,657	83,677	52,245
	メールマガジン登録件数〔名〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,153	4,088	4,508	4,797	5,070
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		253,547	193,986	286,420	317,197	515,846
	公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3,351,082	2,700,101	2,453,330	2,489,509	1,938,070

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地方有識者との懇談会については、83回の開催目標であったが、82回にとどまった。 一日公正取引委員会については、8回の開催目標どおり8回開催した。 消費者セミナーについては、41回の開催目標を上回る50回開催した。 独占禁止法教室については、76回の開催目標を上回る112回開催した。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層等のコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。 地方有識者等からは、「カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であることは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が法律家である弁護士でさえ不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。」「消費者が公正取引委員会の取組や競争の大切さを理解するきっかけは少ない。『消費者力』を高めることは非常に大事であると考えており、一般消費者にも公正取引委員会の取組を説明する機会を積極的に作ってほしい。」「独占禁止法教室は非常に大事だと思うので、もっと実施してほしい。」といった各種取組の回数の更なる拡大を求める声が出ている。 また、「事業者が独占禁止法を遵守するインセンティブを持つためには、競争の重要性を一般消費者に広めることが必要だが、公正な競争の一般消費者へのメリットが十分に伝わっていないのではないか。広報活動ではこの点が一般消費者に実感として伝わるような工夫をしてほしい。」といった取組の内容面の改善を求める声がある。 したがって、引き続き、各種取組の回数の拡大を検討するとともに、引き続き、各種取組の内容面の改善を行い、より一層の独占禁止法・下請法等の普及啓発活動を行うことが課題として挙げられる。

学識経験を有する者の知見の活用	・一日公正取引委員会の取組に対する参加者の評価は、消費者セミナーや独占禁止法教室と比較すると、「余り必要ない」と回答する者が多いように感じる。消費者セミナーや独占禁止法教室は、取組の対象がはっきりしているが、一日公正取引委員会は数多くのことを行うため、対象やコンセプトが曖昧になっているとも考えられる。（柿崎委員） （意見を踏まえて修正を行った。） ・独占禁止法教室参加者の内容理解度について、中学生・高校生と比べて、大学生の理解度が低いのはなぜか。（若林委員） （中学生・高校生に対しては、独占禁止法を全く知らない学生に対して、シミュレーションゲームを行うことなどにより、独占禁止法を身近なものとして興味を持ってもらうことを主眼としているため、比較的親しみやすい内容となっているからではないかと思われる。一方、大学生に対しては、大学の独占禁止法の講義の一環としての座学の要素が強く、比較的高度な内容のためと考えられる旨回答した。）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者：消費者セミナー参加者(有効回答数)内容理解度901名，満足度708名　調査方法：選択式，自由記載式 作成者：公正取引委員会　調査期間：平成24年4月13日～平成25年3月29日 ②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者：独占禁止法教室参加者(中学生，高校生，大学生)(有効回答数)内容理解度6,658名，満足度6,630名 調査方法：選択式，自由記載式　作成者：公正取引委員会 調査期間：平成24年4月10日～平成25年3月21日 ③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート 調査対象者・人数：一日公正取引委員会参加者(有効回答数)974名　調査方法：選択式 作成者：公正取引委員会　調査期間：平成24年6月19日～平成24年3月6日 ④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象：公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事381記事 調査方法：記事ごとに面積を実測し，「media-data2012年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計。 作成者：株式会社ジャパン通信社 ⑤独占禁止懇話会第192回会合議事概要(平成24年6月27日報道発表文) ⑥独占禁止懇話会第193回会合議事概要(平成24年12月12日報道発表文) ⑦独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成24年度上半期)について(平成24年10月17日報道発表文) ⑧独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成24年度下半期)について(平成25年4月10日報道発表文) ⑨地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について(平成25年1月16日報道発表文) (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
----------------------------------	--

担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 東出 浩一	政策評価実施時期	平成25年4月～7月
--------------	--------------	---------------	---------------------	-----------------	-------------------

実績評価書資料

担当課 官房総務課

1. 評価対象施策**競争政策の広報・広聴等**

競争政策の広報・広聴

【具体的内容】

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて国民から意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握すること（地方有識者との懇談会開催件数 83 件以上、一日公正取引委員会開催件数 8 件、消費者セミナー開催件数 41 件以上、独占禁止法教室開催件数 76 件以上）を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。（平成 24 年度）

3. 評価の実施時期

平成 25 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 報道発表等

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、

実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っており、平成24年度においては、計258回の報道発表を行った（表1）。

また、毎週水曜日には、事務総長定例記者会見を行っている（表2）。

このほか、平成19年度からは、報道発表、事務総長定例記者会見の概要等を内容とするメールマガジンの配信を開始している。平成24年度末のメールマガジンの登録者数は5,070名であり、前年度と比較して6%増加している（表3）。

そして、平成9年以降、報道発表、事務総長定例記者会見等各種の情報をウェブサイトに掲載している。平成24年度における公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数は1,938,070件となっており、前年度と比較して22%減少している。

表1 報道発表件数 (単位：回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
359	278	267	253	258

表2 事務総長定例記者会見件数 (単位：回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
43	39	38	41	40

表3 メールマガジン登録者の推移 (単位：名)

20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
3,153	4,088	4,508	4,797	5,070

表4 公正取引委員会ウェブサイトのトップページアクセス件数 (単位：件)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
3,351,082	2,700,101	2,453,330	2,489,509	1,938,070

(2) 各種広報活動

ア 一日公正取引委員会

公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法・下請法等の普及啓発や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で集中的に開催するものであり、平成21年度までは九州事務所

管内のみで実施していたが、平成22年度から全国各地で開催している。平成24年度においては、旭川市・盛岡市・甲府市・富山市・兵庫県姫路市・岡山市・高知市・熊本市の8か所で開催した（旭川市、盛岡市及び高知市においては、後記(4)イの地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会と同時開催。）。

一日公正取引委員会の取組について、参加者に対してアンケート調査を行ったところ、「非常に良い取組である」が19%、「良い取組である」が60%となっている。

表5 一日公正取引委員会開催件数 (単位：回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	1	4	8	8

表6 一日公正取引委員会に対する参加者の評価（回答者数=974名）

非常に良い 取組である	良い取組で ある	余り必要 ない	必要ない	未回答
19%	60%	10%	4%	7%

イ 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして、平成22年度から開始している。平成24年度は全国50か所において開催しており、前年度と比較して28%増加している。これは、公正取引委員会が行っている消費者セミナーの取組が認知され、消費者団体等からの開催依頼が増えたためである。

消費者セミナー参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、表8のとおり、「理解できた」が25%、「おおむね理解できた」が58%となっており、満足度については、表9のとおり、「満足」が27%、「おおむね満足」が47%となっている。

表7 消費者セミナー開催件数 (単位：回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
—	—	38	39	50

表8 消費者セミナー参加者の内容理解度（回答者数＝901名）

理解できた	おおむね理解 できた	どちらとも言 えない	やや理解でき なかった	理解できな かった	未回答
25%	58%	10%	2%	0%	4%

表9 消費者セミナー参加者の満足度（回答者数＝708名）

満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
27%	47%	20%	2%	0%	4%

ウ 独占禁止法教室

競争政策に対する生徒及び学生の理解の増進を図るため、平成14年度以降、中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性、公正取引委員会の役割等に係る講義を行うことを内容とする「独占禁止法教室」を開催している。

平成24年度においては、表10のとおり、中学校41回、高校14回及び大学57回の計112回（1校で複数回開催する場合もある。）の独占禁止法教室を開催しており、前年度と比較して17%増加している。これは、特に、中学校及び高校からの開催依頼が増えたためである。

なお、独占禁止法教室参加者に対してアンケート調査を行ったところ、内容理解度については、表11のとおり、「理解できた」が45%、「おおむね理解できた」43%となっており、満足度については、表12のとおり、「満足」が55%、「おおむね満足」が32%となっている。

表10 独占禁止法教室開催件数

（単位：回）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中学校	25	26	28	32	41
高校	6	2	8	9	14
大学	8	19	46	55	57
合計	39	47	82	96	112

表11 独占禁止法教室参加者の内容理解度（回答者数＝6,658名）

	理解できた	おおむね理解できた	どちらともいえない	やや理解できなかった	理解できなかった	未回答
中学生	59%	33%	6%	1%	0%	1%
高校生	66%	26%	5%	2%	1%	0%
大学生	26%	58%	13%	3%	0%	1%
全体	45%	43%	9%	2%	0%	1%

表12 独占禁止法教室参加者の満足度（回答者数＝6,630名）

	満足	おおむね満足	普通	やや不満	不満	未回答
中学生	66%	25%	7%	1%	0%	1%
高校生	74%	17%	5%	3%	1%	0%
大学生	38%	44%	15%	1%	0%	1%
全体	55%	32%	10%	1%	0%	1%

(3) 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、独占禁止法・下請法等や公正取引委員会について説明するパンフレットや中学生向け副教材等の各種パンフレット資料を作成し、講演会、懇談会、独占禁止法教室の参加者等に配布している。

また、ウェブサイト上にも、これらの各種パンフレットのほか、ミニドラマ等を用いて独占禁止法・下請法の内容を分かりやすく説明する動画やイラスト等を用いて一般消費者に身近な独占禁止法違反事例等を紹介する一般消費者向けコンテンツ、マンガ形式で独占禁止法等の内容を紹介する子供向けコンテンツを掲載することにより、インターネットにアクセス可能な国民が広くこれらを活用できるようにしている。

平成24年度における各種パンフレットのダウンロード件数は438,302件、動画のアクセス件数は51,054件、子供向けコンテンツのアクセス件数は13,536件、一般消費者向けコンテンツのアクセス件数は12,954件であった。

各種パンフレットのダウンロード件数は、前年度と比較して62%増加しており、動画のアクセス件数は前年度と比較して133%増加している。これは、独禁法及び下請法について企業のコンプライアンス意識が向上し、社内研修等で使用されるようになったことなどが考えられる。

なお、平成24年度は、公正取引委員会のウェブサイトの全面改修を行い、

掲載情報の整理、掲載階層の見直し、バリアフリー化への対応、子供向けコンテンツのマンガ部分への声入れを行うなど、利用者の利便性の更なる向上を図った（平成25年3月29日公開）。

表13 各種パンフレットダウンロード・動画等アクセス件数（単位：件）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
各種パンフレットダウンロード数	242,428	184,864	238,366	270,728	438,302
動画アクセス数	11,119	9,122	17,506	21,867	51,054
子供向けコンテンツアクセス数	—	—	14,420	13,185	13,536
一般消費者向けコンテンツアクセス数	—	—	16,128	11,417	12,954

（注1） 「各種パンフレット」とは、「知ってなっとく独占禁止法」、「優越的地位の濫用」、「大規模小売業告示」、「物流特殊指定」、「わたしたちの暮らしと市場経済」（中学生向け副教材）、「入札談合等関与行為防止法について」、「知るほどなるほど下請法」、「ポイント解説下請法」、「知って得する下請法」及び「コンテンツ取引と下請法」の10種である。

（注2） 「動画」とは、「公正で自由な競争を目指して」（フルバージョン[日本語版]・[英語版]、ショートバージョン[日本語版]）、「気を付けよう！取引のルールー優越的地位の濫用規制ー」（フルバージョン[日本語版]、ショートバージョン[日本語版]）及び「そうだったのか！よくわかる下請法」（フルバージョン[日本語版]、ショートバージョン[日本語版]）である。

（4） 各種広聴活動

ア 独占禁止懇話会の開催

独占禁止懇話会は、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、公正取引委員会の委員長及び委員が、会員である学界、産業界、中小企業団体、消費者団体等を代表する24名の有識者から直接、意見を聴取するとともに、意見交換を行う懇談会である。昭和43年以降、毎年開催しており、平成24年度は2回開催した。

なお、独占禁止懇話会は、毎年度おおむね6月、10月又は11月、3月の計3回開催しているところ、平成24年度においては、年度末に開催する見込みであった会合について、会員との日程調整の結果、平成25年度（平成25年4月16日）に開催した。

表14 独占禁止懇話会開催件数

(単位:回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2	4	2	4	2

イ 地方有識者との懇談会

地方有識者（各地の主要経済団体・消費者団体の代表者等の有識者）との懇談会は、各地の事業者、消費者等に競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、全国各地において開催している。

平成24年度は、地方有識者との懇談会を合計82回開催しており、そのうち、地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会（以下「地方有識者と委員等との懇談会」という。）を全国10都市（旭川市・盛岡市・宇都宮市・さいたま市・津市・大阪市・広島市・高知市・福岡市・那覇市）で10回開催し、併せて、委員等による講演会を開催都市の経済団体等の後援等を得て開催することにより、経済団体等の会員の競争政策についての理解を深めた。また、地方有識者との懇談会のうち、地方有識者と公正取引委員会の地方事務所長・支所長等の事務総局職員との懇談会（以下「地方有識者と地方事務所長等との懇談会」という。）を72回開催した。

表15 地方有識者と委員等との懇談会開催件数

(単位:回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
8	9	9	9	10

表16 地方有識者と地方事務所長等との懇談会開催件数

(単位:回)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
74	79	75	73	72

ウ 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域経済社会の実情に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員（以下「協力委員」という。）を委嘱し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。

平成24年度においては、各協力委員から、上半期及び下半期の原則年2回、表17のとおり、事前にテーマを定めて、意見・要望等の聴取を行った。

表17 協力委員への意見聴取テーマ

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・公正取引委員会の今後の活動について・独占禁止法・下請法違反行為の未然防止のための各団体との連携強化について・一般消費者・学生向け広報・広聴活動の改善策について・電力市場における競争の在り方について・消費税率の引上げに伴う公正取引委員会の取組について・下請法、優越的地位の濫用規制の普及・啓発について など |
|--|

6. 評価

(1) 必要性

ア 報道発表等

報道発表は、独占禁止法等の違反事件処理や各種実態調査など公正取引委員会の個別の活動について、その背景や経緯、重要性を含めた内容を、より多くの国民に適時に周知するものである。また、ウェブサイトによる情報発信は、情報通信社会における広報活動において、欠かすことのできない役割を果たすものであり、国民がインターネットを通じてより簡易に独占禁止法や公正取引委員会の活動等に関する各種の情報を入手できるようにするものである。報道発表及びウェブサイトによる情報発信とも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

イ 各種広報活動

一日公正取引委員会は、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法・下請法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るためのものであり、このような機会を通じて競争政策に対する国民的理解の増進や独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るといった効果が期待できる。

消費者セミナーは、一般消費者の競争政策に対する理解の増進を図ることにより、①自衛効果（違反被疑行為を見付けて公正取引委員会に措置を求める、談合など税金の無駄遣いを監視する）、②けん制効果（消費行動を通じて企業の違反行為を抑止する）、③予防効果（消費者が民間企

業の従業員や株主でもある場合に違反行為の実行を差し控えさせる)といった効果が期待できる。また、消費者セミナーは、消費者団体等からの要望を踏まえて実施しているところ、平成24年度の開催回数は、前年度と比較して28%増加するなど、平成22年度に取組を開始して以降、開催回数が増加していることから、消費者セミナーのニーズは高いものと評価できる。

独占禁止法教室は、消費者であり、かつ、将来、経済活動に参加する生徒や学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割について理解を深めてもらうことにより、自衛効果、けん制効果及び予防効果が期待できる。また、独占禁止法教室についても、各学校からの要望を踏まえて実施しているところ、平成14年度に取組を開始して以降、毎年、開催回数が増加していることから、独占禁止法教室のニーズは高いものと評価できる。

これらの取組は、いずれも、公正取引委員会の法運用の透明性を確保し、競争政策に対する国民的理解の増進を図ることになることから、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要である。

ウ 各種広報資料の作成・配布

独占禁止法等や公正取引委員会の活動についての意義、基本的な枠組みについて国民的理解を得るためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の概要等について分かりやすく解説する各種広報資料が必要である。このような分かりやすい広報資料を通じた広報活動は、公正取引委員会の活動を国民により一層効果的に理解してもらい、また、国民から競争政策に対する的確な意見・要望が提案されるために重要な意味を持つものである。

エ 各種広聴活動

競争政策に対する国民的理解の増進のためには、各界の有識者や全国の様々な地域の事業者、消費者、有識者等に対して継続的に公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、定期的に幅広い意見や要望を聴取していくことにより、我が国の経済社会の実情に即した政策を実施していくことが重要である。そのためには、広く各界の有識者と意見交換を行うとともに、幅広い地域に公正取引委員会職員が出向いて地方有識者との間で懇談会を開催し、地域の実情に即した意見や要望を聴取すること、各地域の有識者に協力委員を委嘱し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を随時要請することが必要である。

(2) 有効性

ア 報道発表等

公正取引委員会の活動が、報道発表を通じて新聞で広く報道されれば、国民の独占禁止法等に関する理解が増進すると考えられることから、日刊新聞の報道量を指標とすることによって報道発表の有効性を評価することができると考えられる。

独占禁止法等の違反事件処理や各種経済実態調査など公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事のうち、平成24年度において公正取引委員会が把握したものについて、株式会社ジャパン通信社に委託し、広告費換算の推計を行った(記事ごとに面積を実測し、「media-data2012年版」(メディア・リサーチ・センター株式会社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計)。

当該推計によれば、平成24年度に報道された新聞記事388件の広告費換算推計値は約5億2245万円であった。これは、平成24年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算総額約2932万円の約18倍に当たる金額である。平成24年度においては、価格カルテル事件に係る告発案件があったことや、下請法の勧告事件において、知名度の高い事業者に対する下請事業者が被った不利益額が多額であった事件があったことが特徴的であり、報道発表を行う際に記者発表を積極的に開催(平成24年度:49回)するなどしてマスメディアに対して積極的に情報提供した結果、日刊新聞における多数の報道につながったものと考えられる。よって、報道発表等は、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、競争政策の有効かつ適切な推進を図る上で有効であったと評価できる。

イ 各種広報活動

(7) 一日公正取引委員会

一日公正取引委員会については、開催目標どおり8回開催し、延べ参加者数は2,262名であった。参加者に対して、アンケート調査を行ったところ、79%が「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答しているほか、「公正取引委員会は日頃から名前を耳にする機関であるが、具体的な活動は世間に広く伝達されているとはいえないので、このような活動が今後拡大することを期待する。」、「講演を聞いた後に、相談できることは大変良いことだと思う。」、「公正取引委員会の活動を理解する機会が普段の時間では取れないので、このような活動をしてもらおうとよい。」などの意見が出されていることから、有効な取組であると評価できる。

一方で、「余り必要ない」又は「必要ない」と回答した参加者が14%に上ることから、当該参加者からの意見を取り入れ、一日公正取引委員会の評価を高める努力をしていく必要がある。

(イ) 消費者セミナー

消費者セミナーについては、開催目標は41回であったが、目標を大幅に上回る50回開催し、目標を達成した。消費者セミナーの参加者数は1,078名であり、参加者に対して、消費者セミナーの理解度及び満足度についてアンケート調査を行ったところ、理解度については、83%の参加者が「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答し、満足度については、74%の参加者が「満足」又は「おおむね満足」と回答していることから、参加者の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

また、参加者からは、「消費者がより安い価格でより良い商品を手にすることができるのは、公正取引委員会があるからだということを実感した。これからは店頭の価格を比較してみるなど、消費者として深く見る目を持つことも必要だと感じた。」、「独占禁止法は『対企業』というイメージであったが、その先に消費者がいるということに気付かされた。」、「独占禁止法が一般消費者により身近になるように、取組内容や成果をアピールしたらよいと思う。」などの意見が出され、一般消費者の競争政策への理解が深まり、独占禁止法等違反被疑行為に対するけん制効果などの期待した効果が得られている。

(ウ) 独占禁止法教室

独占禁止法教室については、開催目標は76回であったが、目標を大幅に上回る112回開催し、目標を達成した。独占禁止法教室の参加者数は9,173名であり、参加した生徒・学生に対して理解度及び満足度についてのアンケート調査を行ったところ、理解度については、中学生及び高校生は92%の生徒が、大学生は84%の学生が「理解できた」又は「やや理解できた」と回答し、満足度については、中学生及び高校生は91%の生徒が、大学生は82%の学生が「満足」又は「やや満足」と回答しており、参加した生徒・学生の理解度及び満足度ともに高いレベルにあることが確認できる。

また、参加した生徒・学生からは、「6つのキーワードを基に丁寧に1つ1つ説明していただき、シミュレーションゲームでは、売り手と買い手に分かれ、それぞれの立場に立って体験をすることができたので、市場経済についてよく理解することができた。」、「シミュレーション

ゲームをしてみたが、企業が競争することの大変さが分かった。また、独占禁止法があることで健全な経済活動が守られていることが良く分かった。今後は、一人暮らしをするので、今日学んだことをしっかり生かして良い商品を選んでいきたい。」「実際にあった事例が説明されていたので非常によく理解できた。」「独占について、今まで授業で教えてもらうことはあったが、今日の講義では詳細まで教えてもらい、よく理解できた。私たち消費者も、独占禁止法に違反するような販売方法などを市場で見つけたら通報しても良いことを知ったので、競争によりイノベーションを促進できるようにするためにも、皆が厳しい目で見えていかなければならないと思った。」「公正取引委員会という組織の知名度は低いと思うが、私のように、公正取引委員会が何をしているのかよく分からないという人は多いと思う。今回の講義で独占禁止法に非常に興味を持ったので、このような独占禁止法教室などを多く行ってほしいと感じた。」などの意見が出され、生徒・学生という早い段階から独占禁止法の役割について理解を深めることに役立ったと評価できる。

(I) まとめ

前記(ア)ないし(ウ)の取組に対し、協力委員からは、「公正取引委員会の仕事は、自分たちの生活とは無縁であると考えている人も多いだろうから、その仕事が一般の人々の生活にどのような効果を及ぼしているかを伝える普及啓発活動は大切である。」「独占禁止法教室については、競争の重要性を学ぶということのほか、子供の頃から様々なものを見聞し、自分の職業・夢を持つきっかけになると思うので、良い取組と思う。『会社とは』、『取引とは』、『競争とは』どういうものかを教え、子供に将来を考えるチャンスを与えることは必要である。」との意見が出されている。

これらのことから、一日公正取引委員会、消費者セミナー及び独占禁止法教室は、競争の重要性や公正取引委員会の活動状況等に対する一般消費者、生徒・学生の理解の増進につながり、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために有効であると評価できる。

ウ 各種広報資料の作成・配布

各種広報資料のうち、各種パンフレットについては、平成24年度においては、地方有識者との懇談会、講演会、説明会等の独占禁止法等の内容を説明する機会に事業者等に配布して活用している。

また、公正取引委員会ウェブサイトの各種パンフレットのダウンロード件数は438,302件、動画のアクセス件数は51,054件、また、子供向けコンテンツのアクセス数は13,536件、一般消費者向けコンテンツのアク

セス件数は12,954件であり、広く国民に利用されていると考えられ、協力委員からも、「公正取引委員会のウェブサイトはよくできており、子供向けのコンテンツなどもとてもよい。」との意見が出されるなど、競争政策に対する国民的理解の増進に向けて一定の有効性があったと考えられる。

エ 各種広聴活動

独占禁止懇話会においては、独占禁止懇話会の会員である各界の有識者から意見を聴取した結果、「デフレ、円高、電気料金引上げなどにより、中小事業者を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、今後とも、下請法の厳正な執行をお願いしたい。」「企業結合事例集の審査内容に関する記載は以前に比べて詳しくなっているが、例えば、将来の輸入圧力を判断要素とした場合に、事後的な検証が可能となるよう、より具体的な事実の記載をお願いしたい。」「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況についての報告書を企業に周知する際は、法務部門だけでなく、直接経営陣にアピールして、トップダウンで伝えてもらう方法が効果的である。」等、今後の公正取引委員会の運営にとって有益な意見が出され、さらに、公正取引委員会から当該有識者に対して、独占禁止法違反事件の処理状況、電力市場における競争の在り方等について説明を行うことによって、公正取引委員会の取組に対する理解を増進することができた。この結果、各界を代表する有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

地方有識者との懇談会は、開催目標の83回を概ね達成する82回（地方有識者と委員等との懇談会が10回、地方有識者と地方事務所長等との懇談会が72回）開催し、公正取引委員会から、地方有識者に対し、競争政策に係る最近の主要な話題等を説明するほか、地方有識者からは、公正取引委員会に対する意見・要望が数多く出されるなど活発な意見交換が行われ、地方有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。

また、上半期及び下半期の2回行った協力委員からの意見・要望の聴取については、意見聴取テーマを事前に定めたことにより、テーマとした公正取引委員会の各種取組に関して協力委員の理解を深めることができたほか、多くの具体的な意見・要望を聴取することができた。

地方有識者や協力委員から出された意見・要望については、全局的に共有し、随時、各種取組に反映させるなど、公正取引委員会の競争政策の運営に重要な役割を果たしている。

なお、地方有識者及び協力委員から出された意見・要望への対応例は、表18のとおりである。

このように、独占禁止懇話会、地方有識者との懇談会及び協力委員制度を通じて、競争政策に対する有識者の理解の増進を図ることができたと考えられる。

表18 地方有識者及び協力委員から出された意見・要望への対応例

意見・要望	対応状況
現在、業界団体等に対して講習会の開催を積極的に行っているようであるが、企業コンプライアンスの体制の強化につながると考えられる団体等に対しても講演会等を開催してほしい。	下請法や優越的地位の濫用の業種別説明会等に加え、企業コンプライアンスの体制強化につながると考えられる団体等にも積極的に講演会等を実施した。
親事業者による下請法違反行為の未然防止を図るとともに、商取引において弱い立場にある下請事業者を保護する観点から、今後とも親事業者を対象とした実効性のある講習会を行ってほしい。	親事業者を対象として、参加者の習熟度に応じた下請法講習会（基礎講習会、応用講習会）や業種別講習会を行うなど、きめ細かい普及・啓発活動を実施した。
公正取引委員会のホームページについては、より一層ユーザーが使いやすいように、単に情報を掲載するだけでなく、レイアウトを工夫して容易に必要な情報にアクセスできるようにする、一般国民にとって分かりやすい文章表現を用いるなど、ユーザー目線の構成をお願いしたい。	利用者の利便性の向上を図る観点から、掲載情報の整理、掲載階層の見直し、バリアフリー化への対応、子供向けコンテンツの充実など、ホームページの全面改修を行った。
消費者が、景品表示法の問題について、どこに相談・申告すればよいか明確になるように、公正取引委員会の地方事務所等が景品表示法についての相談対応や調査を行っていることを更に周知した方がよい。周知の方法としては、例えば、措置命令の報道発表の際、消費者庁と地方事務所等の連名で発表する、消費者セミナーや独占禁止法教室の場で紹介するなどが考えられる。	地方事務所等における景品表示法に関する取組を積極的に広報する観点から、地方事務所等が調査を担当した景品表示法違反事件について消費者庁が措置命令を行う場合には、地方事務所等と消費者庁の連名により報道発表を行うこととした。 また、併せて、地方事務所等が調査を担当した景品表示法違反事件について報道発表を行う場合には、原則として、当該地方事務所等の主催の下、地方事務所管内において記者発表を開催することとした。

(3) 効率性

公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額は、約5億2245万円だった（表19）。この金額は、平成24年度における公正取引委員会の競争政策の広報・広聴に係る予算額である約2932万円の約18倍であることから、公正取引委員会が行った広報活動は、その予算額に比較してより多くの効果を上げたと評価できる。

表19 公正取引委員会が公表した各種活動を報道した新聞記事の広告費換算額

	件数 (件)	広告費換算 (合計, 万円)	広告費換算 (平均, 万円)
①独占禁止法関係（違反事件関係〔排除措置命令, 警告, 告発, 審判開始決定, 審決等〕）	94	20,695	220
②独占禁止法関係（その他〔法改正, 運用状況等〕）	13	3,033	233
③独占禁止法関係（企業結合関係〔法改正, 企業結合事例〕）	26	2,695	104
④下請法関係（違反事件関係〔勧告〕）	79	6,926	88
⑤下請法関係（その他〔中小企業対策, 運用状況, 講習会等〕）	17	965	57
⑥国際関係（会合, 研修等）	0	0	0
⑦懇談会, 研究会	29	3,829	132
⑧実態調査報告書	8	1,466	183
⑨一日公正取引委員会, 消費者セミナー, 独占禁止法教室	26	1,744	67
⑩事務総長定例記者会見	8	978	122
⑪その他（前記①ないし⑩以外の公正取引委員会関係）	88	9,914	113
合計	388	52,245	135

(4) 反映の方向性

前記(1)～(3)のとおり、本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。

また、一日公正取引委員会、消費者セミナー及び独占禁止法教室の各種取組の周知活動を報道発表やウェブサイトへの掲載、関係団体への周知などを通じて積極的に行い、内容面においても、参加する世代に応じてプログラムを変えるなどの改善を行ったことなどにより、これらの取組の参加者数は、昨年度と比較して、いずれも増加している。

さらに、地方有識者や協力委員からは、「カルテルや入札談合が独占禁止法に違反する行為であることは、公正取引委員会の広報活動によってかなり周知徹底されてきていると思うが、地方ではまだその認識が法律家である弁護士でさえ不十分であると感じることも多い。引き続き、地方の企業や弁護士等への広報活動も積極的に行う必要がある。」、「消費者が公正取引委員会の取組や競争の大切さを理解するきっかけは少ない。『消費者力』を高めることは非常に重要であると考えており、一般消費者にも公正取引委員会の取組を説明する機会を積極的に作ってほしい。」、「独占禁止法教室は非常に大事だと思うので、もっと実施してほしい。」といった各種取組の回数の更なる拡大を求める声が出ている。

また、「事業者が独占禁止法を遵守するインセンティブを持つためには、競争の重要性を一般消費者に広めることが必要だが、公正な競争の一般消費者へのメリットが十分に伝わっていないのではないか。広報活動ではこの点が一般消費者に実感として伝わるような工夫をしてほしい。」といった引き続き取組の内容面の改善を求める声がある。

これらのことから、各種取組の回数の拡大を検討するとともに、引き続き、各種取組の内容面の改善を行い、より一層の独占禁止法・下請法等の普及啓発活動に努める必要がある。

(5) 総合的評価

本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進及び今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であると評価できるが、引き続き、各種取組への開催数の増大を図る等の取組を続けるとともに、各種取組の内容面の改善を行い、取組内容を向上させる見直しを行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 一日公正取引委員会の取組に対する参加者の評価は、消費者セミナーや独占禁止法教室と比較すると、「余り必要ない」と回答する者が多いように感じる。消費者セミナーや独占禁止法教室は、取組の対象がはっきりしているが、一日公正取引委員会は数多くのことを行うため、対象やコンセプトが曖昧になっているとも考えられる。 (意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員
○ 独占禁止法教室参加者の内容理解度について、中学生・高校生と比べて、大学生の理解度が低いのはなぜか。 (中学生・高校生に対しては、独占禁止法を全く知らない学生に対して、シミュレーションゲームを行うことなどにより、独占禁止法を身近なものとして興味を持ってもらうことを主眼としているため、比較的親しみやすい内容となっているからではないかと思われる。一方、大学生に対しては、大学の独占禁止法の講義の一環としての座学の要素が強く、比較的高度な内容のためと考えられる旨回答した。)	若林委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添7-1

(公正取引委員会25-⑦)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進						
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。						
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催，多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援(技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答:80%以上)を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する(公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数:16件以上)ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。(平成24年度)						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	予算額(補正後)(a)	67,146	50,327	50,209	51,971	53,176
		繰越し等(b)	0	0	0	0	0
		合計(a+b)	67,146	50,327	50,209	51,971	53,176
	執行額(千円, c)		64,433	47,327	44,287		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(抜粋)	
	平成21年独占禁止法改正法案に対する衆・参経済産業委員会附帯決議			平成21年6月2日		企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。	

測定指標	海外の競争当局との二国間協議の開催回数〔回〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		7	3	3	6	4
	ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数〔回〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		5	2	5	3	5
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数〔回〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		2	2	6	5	6
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、当該研修が有効であったと回答した研修参加者の割合〔%〕(注3)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		93	88	97	94	99
	年度ごとの目標値		80	80	80	80
	海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数〔回〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		4	2	7	12	13
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数〔件〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		69	33	16	28	35
	年度ごとの目標値		対前年度同水準かそれ以上			16件以上
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数〔回〕	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		33	15	12	17	16
	公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		59,040	54,913	51,077	41,543	50,229
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		6,862	7,028	8,590	16,594	79,021

(注1)ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成25年3月現在、111か国・地域から127の競争当局が参加している。

(注2)公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を平成6年度から開催している。

(注3)「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者に対するアンケートにおいて、当該研修が有効であったとの回答が目標値の80%を超えており、目標を達成した。 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数については、16件以上とする施策の目標を達成した。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局との協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加、途上国等に対する技術研修の実施及び海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の課題が挙げられる。 東アジアを中心とする途上国等からの技術支援要請のニーズは、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれるため、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。例えば、平成24年度に実施した技術研修について、研修参加者及び講師が双方向に対話できる、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていく必要がある。 海外への情報発信についても、今後とも、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。また、現在の英文ページに不足している、独占禁止法の概説を作成して掲載し、海外の事業者等が日本の独占禁止法を理解するための一助とすることも、さらなる海外への情報発信の方法として挙げられる。

学識経験を有する者の知見の活用	・英文プレスリリースページには、概要版を掲載することが多いと思うが、重要なものについては、全訳を掲載するとのいのではないか。(若林委員) (公表の内容によって、概要版を掲載するものと全訳を掲載するものと、メリハリをつけて対応しており、今後とも、掲載のスピードと内容の充実のバランスを取りながら行っていきたい旨回答した。) ・途上国等に対する技術研修は、重要な取組であるが、今後、実施回数等は増やしていくのか。(柿崎委員) (今後とも、ASEAN等の東アジア諸国を中心に、積極的に実施していきたい旨回答した。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート ①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート (1)第7回ベトナム競争政策研修(平成24年5月9日～25日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者4名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年5月24日 有効回答数:4 (2)第8回ベトナム競争政策研修(平成24年11月12日～29日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年11月28日 有効回答数:8 ②中国競争政策研修終了時に実施したアンケート 第1回中国競争政策研修(平成24年8月20日～28日) 調査対象者・人数:本研修参加者14名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年8月27日 有効回答数:14 ③インドネシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 第10回インドネシア競争政策研修(平成25年2月4日～22日) 調査対象者・人数:本研修参加者11名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年2月21日 有効回答数:11 ④マレーシア競争政策研修終了時に実施したアンケート 第2回マレーシア競争政策研修(平成25年3月11日～15日) 調査対象者・人数:本研修参加者5名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年3月14日 有効回答数:5 ⑤途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート 第18回途上国競争政策研修(平成24年8月16日～9月14日) 調査対象者・人数:本研修参加者10名 調査方法:研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成24年9月13日 有効回答数:10 (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	官房国際課	作成責任者名	官房国際課長 諏訪園 貞明	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	-------	--------	---------------	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 官房国際課

1. 評価対象施策**競争政策の広報・広聴等**

海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

2. 施策の目標

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催，多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援（技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答：80%以上）を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する（公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数：16件以上）ことによって、海外の競争当局等との連携を推進する。
（平成24年度）

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

①二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催状況，②多国間における検討への参加状況，③発展途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）に対する技術研修の実施状況，④海外に対する我が国

競争政策の周知の状況は次のとおりである。

(1) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

平成24年度における二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数は、4回となっており、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

表1 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数 (単位：回)

年度	競争当局間協議の開催回数					
	対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
平成20年度	1	1	1	2	2	7
平成21年度	1	1	0	1	0	3
平成22年度	0	0	0	2	1	3
平成23年度	0	1	1	2	2	6
平成24年度	1	1	0	1	1	4

(注) 「対韓国」には、地方事務所間意見交換の開催回数を含む。

(2) 多国間における検討への参加状況

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組としては、ICN（国際競争ネットワーク）、OECD（経済協力開発機構）、東アジア競争政策トップ会合などが挙げられる。その取組の中でも、ICNは、競争法執行の国際的収れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成25年3月現在、111か国・地域から127当局が参加している。公正取引委員会は、ICN発足以来、主要当局により構成されるICN運営委員会のメンバーであり、平成19年6月から平成24年9月まで、竹島一彦前委員長がICNの副議長を務めたほか、平成19年6月以降、公正取引委員会はICNで取りまとめられた報告書等の利用促進を主導している。

I C Nには、カルテル、単独行為、企業結合、競争唱導等の作業部会があり、平成23年5月以降、公正取引委員会の事務総局幹部がカルテル作業部会の共同議長に就任している。

I C Nでは、毎年、通常、4月から6月の間に年次総会が開催される。そこで、各作業部会の1年間の活動が報告されるとともに、作業部会ごとにテーマを定めて講演及び討議が行われる。日常的には、作業部会ごとに、当該作業計画に基づいて、電話会議やメールで議論が進められているほか、競争当局の実務担当者が審査の手法や問題点などを共有し、議論するためのワークショップ等が開催されている。さらに、カルテル、競争唱導等のテーマごとに電話セミナーも開催されている。

公正取引委員会は、これら年次総会、ワークショップ等にパネルディスカッションの討論者（パネリスト）等として参加するなど、I C Nの活動に積極的に参加している。

平成24年度中に開催された年次総会及び各作業部会ワークショップは前年度より多い合計5回であったところ、公正取引委員会は、その全ての会合に出席した。評価対象期間における年次総会及び各作業部会ワークショップ会合への出席回数は、表2のとおりである。

表2 年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数

年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
平成20年度	5回	5回	第7回年次総会 第10回カルテルワークショップ 第7回企業結合ワークショップ 第1回単独行為ワークショップ 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ
平成21年度	2回	2回	第8回年次総会 第11回カルテルワークショップ
平成22年度	5回	5回	第9回年次総会 第12回カルテルワークショップ 第8回企業結合ワークショップ 第2回単独行為ワークショップ 第2回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ
平成23年度	3回	3回	第10回年次総会 第13回カルテルワークショップ

年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
			第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ラウンドテーブル
平成24年度	5回	5回	第11回年次総会 第3回単独行為ワークショップ 第14回カルテルワークショップ 第1回アドボカシーワークショップ 第9回企業結合ワークショップ

(注) 「スピーカー等」とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおけるスピーカーやモデレーターをいう。

(3) 途上国等に対する技術研修の実施

我が国と東アジア諸国との経済関係はますます活発化している状況にあり、公正取引委員会としても、東アジア地域における競争環境の重要性に鑑みて、当該地域各国に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等のスキームを通じ、競争法の整備・執行に関する技術協力を積極的に行っている。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ベトナム競争政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争政策研修を平成20年度から開催するとともに、平成22年7月から当委員会職員1名を長期専門家としてベトナム競争庁に派遣している。

イ 中国競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（中国競争政策研修）

公正取引委員会は、平成24年7月から、JICAの協力の下、中国に対する3年間の技術協力プロジェクトを実施している。平成24年度においては、中国競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、中国における競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、同プロジェクトの下における第1回目の競争政策研修を実施した。

ウ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（インドネシア競争政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争政策研修を平成15年度から開催しているほか、平成21年10月から平成24年6月にかけて当委員会職員1名を長期専門家として事業競争監視委員会に派遣した。

エ マレーシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（マレーシア競争政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、マレーシア競争当局であるマレーシア競争委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、マレーシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、マレーシア競争政策研修を平成23年度から開催している。

オ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修（途上国競争政策研修）

途上国等では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、JICAの協力の下、途上国等の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催しており、平成24年度には、インドネシア、ケニア、中国、ニカラグア、パキスタン、フィリピン及びベトナムの競争当局等の職員が参加した。

表3 各研修の実施状況

年度	実施状況
平成20年度	第14回途上国競争政策研修（8月20日～9月19日、13名） 第1回ベトナム競争政策研修（平成21年3月16日～25日、5名）
平成21年度	第15回途上国競争政策研修（8月18日～9月18日、10名） 第2回ベトナム競争政策研修（9月29日～10月9日、5名）
平成22年度	第3回ベトナム競争政策研修（4月7日～27日、5名）

年度	実施状況
	第6回インドネシア競争政策研修（5月17日～6月3日，11名） 第7回インドネシア競争政策研修（8月2日～6日，10名） 第16回途上国競争政策研修（8月17日～9月17日，9名） 第4回ベトナム競争政策研修（11月24日～12月10日，5名） 第8回インドネシア競争政策研修（平成23年2月21日～3月10日，11名）
平成23年度	第5回ベトナム競争政策研修（5月16日～6月1日，5名） 第17回途上国競争政策研修（9月29日～10月26日，7名） 第6回ベトナム競争政策研修（11月7日～22日，5名） 第1回マレーシア競争政策研修（平成24年1月16日～20日，4名） 第9回インドネシア競争政策研修（平成24年3月5日～23日，11名）
平成24年度	第7回ベトナム競争政策研修（5月9日～5月25日，4名） 第1回中国競争政策研修（8月20日～28日，14名） 第18回途上国競争政策研修（8月16日～9月14日，10名） 第8回ベトナム競争政策研修（11月12日～29日，8名） 第10回インドネシア競争政策研修（平成25年2月4日～22日，11名） 第2回マレーシア競争政策研修（平成25年3月11日～15日，5名）

（注） 各研修について，括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

カ 研修参加者へのアンケート

前記アないしエの技術研修終了時に，研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」，「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目について，最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」，最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合は表4のとおりである。

表4 各技術研修終了時に実施したアンケート結果

	ベトナム 競争政策研修	インドネシア 競争政策研修	マレーシア 競争政策研修	途上国 競争政策研修
平成20年度	－	－	－	93%
平成21年度	87%	－	－	90%
平成22年度	100%	92%	－	100%
平成23年度	97%	97%	83%	100%

	ベトナム 競争政策研修	インドネシア 競争政策研修	マレーシア 競争政策研修	途上国 競争政策研修
平成24年度	100%	100%	100%	97%

（注１） 「－」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

（注２） 中国競争政策におけるアンケートには前記項目が含まれていないため、記載なし。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「合理的なプログラムで、無駄なく理にかなった内容であった。」といった講義構成に関する評価（第１回中国研修）や「日本の審査手法に関する講義は、経験の浅い当局が今後審査を実施する際に参考となる。」といった個別の講義内容に関する評価（平成24年途上国集団研修）が寄せられている一方で、「講義形式だけではなく、講師と研修生が双方向に対話できる、ディスカッション形式の講義時間を多くとった方がよい。」（平成24年度途上国集団研修）といった研修の改善を求める意見も寄せられている。

（４） 海外に対する我が国競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進するためには、公正取引委員会の活動等について広く海外に周知することにより、海外競争当局等に知ってもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者や企業の法務担当者等多数出席するセミナー等へ講師を派遣するほか、英文ウェブサイトを充実させることによって、広く海外に対して我が国の競争政策を周知している。

ア 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、国際法曹協会（I B A）等競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣している。

平成24年度においては、国内の法科大学院が主催する留学生向けの独占禁止法セミナーへの講師派遣要請に応じて講師を派遣するなど、積極的に講師派遣を行ったため、講師派遣回数は過去最高となった。

表5 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数

年度	回数	派遣先
平成 20 年度	4 回	A B A 春季会合, I B A アジア・パシフィック地域フォーラム等
平成 21 年度	2 回	第 7 回国際産業組織論学会及びアジア開発銀行主催競争政策カンファレンス
平成 22 年度	7 回	チャタムハウス主催カンファレンス, A B A 秋季会合等
平成 23 年度	12 回	A B A 春季会合, A B A・I B A 共催国際カルテルワークショップ, I B A・K B A (韓国法曹協会) 競争法カンファレンス, 早稲田大学法科大学院トランスナショナルプログラム等
平成 24 年度	13 回	アジア競争法協会年次大会, アジア競争法フォーラム, 名古屋大学法科大学院・留学生向け独占禁止法セミナー, 第 9 回 I B A 競争カンファレンス等

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

(ア) 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、表 6 のとおりである。

平成24年度についてみると、35件となっており、前年度と比較して増加している。これは、平成23年9月以降、英訳するプレスリリースの対象を拡大するなど、英文プレスリリースの一層の充実及び迅速化に努めたためである。

表 6 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数

(単位：件)

年度	独禁法関係	企業結合関係	その他	合計
平成 20 年度	31	2	36	69
平成 21 年度	14	1	18	33
平成 22 年度	10	2	4	16
平成 23 年度	11	6	11	28
平成 24 年度	6	10	17	35

(注) 「独禁法関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「独占禁止法（排除措置命令・警告等）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>)及び「独占禁止法（その他）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksonota/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。「企業結合関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資

料」中「企業結合関係」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ホームページに掲載しているものをいう。「その他」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリース(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>)のうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独禁法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は表7のとおりである。

平成24年度についてみると、英文トップページへのアクセス数は、前年度から増加している。また、英文プレスリリースページへのアクセス数は、前年度までよりも飛躍的に増加している。

表7 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
	件数	対平成20年度比	件数	対平成20年度比
平成20年度	59,040 件	—	6,862 件	—
平成21年度	54,913 件	93%	7,028 件	102%
平成22年度	51,077 件	87%	8,590 件	125%
平成23年度	41,543 件	70%	16,594 件	242%
平成24年度	50,229 件	85%	79,021 件	1152%

（注） 公正取引委員会において、英文トップページ（平成20年度から平成22年度までは、<http://www.jftc.go.jp/e-page/>。平成23年度以降は、<http://www.jftc.go.jp/en/index.html>）及び英文プレスリリースページ（<http://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/index.html>）についてアクセスログの解析を実施。

(ウ) 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介
英文プレスリリースを掲載するなど、英文ページを更新した場合には、海外ジャーナル等にその旨を連絡することとしており、積極的な情報発信に努めている。

なお、英文トップページは、I C Nのサイト (<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory.aspx>) においてリンク先として掲載されている。また、I C Nのサイトでは、I C N加盟国・地域の競争当局のウェブサイトが更新されると、その旨が紹介されることがあるが、平成23年4月に公正取引委員会ウェブサイトの英文ページを改定した際には、改定後のページがI C Nのサイトにおいて紹介された (<http://www.icnblog.org/?p=1302>)。

6. 評価

(1) 必要性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために、競争当局間の相互理解の促進、人脈形成、海外における我が国の競争政策に対する認識の向上等のための取組が一層重要になっており、二国間の競争当局による協議の開催、多国間の競争当局における国際協力促進のための取組への参加、途上国等の競争当局に対する技術支援等の実施、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上等により、競争当局間の協力・連携を推進していく必要がある。

(2) 有効性

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を行っている。平成24年度における競争当局間協議の開催回数は4回であり、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

このような機会を通じて、海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会って最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などが図られており、海外の競争当局との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

イ 多国間における検討への参加

平成24年度は、I C Nのカルテル作業部会、企業結合作業部会等の電話会議に独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者が積極的に参加するとともに、同年度に開催された全ての年次総会及び各作業部会ワークショップについて、公正取引委員会委員長又は職員が、パネリス

ト等として参加し積極的な発言を行っている。さらに、第11回年次総会において、企業結合審査の国際的協力枠組みが立ち上げられた。これは、公正取引委員会委員長が提唱し、公正取引委員会が運用を行っているものである。また、カルテル、企業結合等のテーマごとに開催される電話セミナーにもスピーカーとして積極的に参加し、審査の担当者がプレゼンテーションを行ったりするなど、公正取引委員会はＩＣＮの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に貢献している。

このように、ＩＣＮ等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識の共有が進められており、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

ウ 途上国等に対する技術研修の実施

平成24年度は、途上国等に対する技術研修を6回開催しているところ、参加者に対して実施したアンケートの結果、いずれの研修においても、当該研修が有効であったとの回答が90%を超えており、施策の目標を達成している。また、前記のとおり、参加者からは「合理的なプログラムで、無駄なく理にかなった内容であった。」と、講義構成を評価する意見や「日本の審査手法に関する講義は、経験の浅い当局が今後審査を実施する際に参考となる。」といった個別の講義内容を評価する意見が寄せられている。よって、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。ただし、参加者から「講義形式だけではなく、講師と研修生が双方向に対話できる、ディスカッション形式の講義時間を多くとった方がよい。」と更なる改善を希望する意見も寄せられていることから、研修員と講師の間の議論の時間を増やすなど、研修内容及び形式を検証し、より有効なものとする必要がある。

エ 海外に対する我が国競争政策の周知

(7) 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

平成24年度は、合計13件の講師派遣を行っており、過去最高の講師派遣数となっている。海外の法曹協会等が主催するセミナー等へ積極的に講師を派遣することにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に寄与しており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する上で有効であったと評価できる。

(イ) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、16件以上とする施策の目標を達成している。

b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成24年度については、英文トップページへのアクセス数についてみると、前年度に比べて増加しているところ、英文トップページは、最近掲載された英文プレスリリースや最近公正取引委員会が参加した国際会議等の様子が「Photo Topics」として掲載されているなど、我が国の競争政策を知るために一覧性あるページとして有効であるため、今後とも、より多くの利用者に閲覧してもらえよう工夫が必要である。

また、英文プレスリリースページへのアクセス数についても、前年度までの水準を上回っており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために一定の有効性が認められるものと評価できる。

(3) 効率性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等については、海外競争当局等との連携を推進することによって、効率的に対応することが可能となる。

また、平成24年度においては、以下のとおり、海外の競争当局等との連携を推進するための費用の削減を図り、より効率的な取組を進めた。

ア 国際会議への出席や開催準備等に当たり、電話会議やメールを利用したやり取りを増やすことによって、職員の出張回数を減らした。

例えば、ICNの各作業部会において実施されたセミナーを、電話セミナーの形式によっても実施したことにより、公正取引委員会の職員の出張回数が減少した。平成24年度においては、リニエンシーや企業結合に関する電話セミナー等において公正取引委員会の職員がプレゼンテーションを行うなど積極的に貢献した。

イ 英文プレスリリースについては、平成23年9月以降、和文プレスリリースのうち英訳する対象を拡大（個別事案に関する排除措置命令等のほか企業結合案件、調査報告書等も対象に追加）するとともに、従来の和文プレスリリースを全訳する方法をやめ、内容を簡略化した上で公表することを基本とした。その結果、平成24年度においては、昨年度に比し

てより多くの英文プレスリリースを迅速に英文ページに掲載することができた。

(4) 反映の方向性

前記(1)、(2)及び(3)のとおり、本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要かつ有効であったと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。

ア 東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。

例えば、前記のとおり、研修参加者及び講師が双方向に対話できる、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていく必要がある。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。

平成24年度においては、英訳するプレスリリースの対象を拡大するなどただだけでなく、英文ページを更新した場合には、海外ジャーナル等にその旨を連絡することとして、より広範・積極的な情報発信に努めたところ、英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は、前年度よりも増加している。今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。

また、現在の英文ページに不足している、独占禁止法の概説を作

成して掲載し、海外の事業者等が日本の独占禁止法を理解するための一助とすることも、さらなる海外への情報発信の方法として挙げられる。

(5) 総合的評価

本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進する上で必要かつ有効であると評価できるが、途上国等への技術研修の方法及び海外への情報発信の方法の改善が課題として挙げられる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 英文プレスリリースページには、概要版を掲載することが多いと思うが、重要なものについては、全訳を掲載するとよいのではないか。 （公表の内容によって、概要版を掲載するものと全訳を掲載するものと、メリハリをつけて対応しており、今後とも、掲載のスピードと内容の充実のバランスを取りながら行っていきたい旨回答した。）	若林委員
○ 途上国等に対する技術研修は、重要な取組であるが、今後、実施回数等は増やしていくのか。 （今後とも、ASEAN等の東アジア諸国を中心に、積極的に実施していきたい旨回答した。）	柿崎委員

平成25年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添8-1

(公正取引委員会25-⑧)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出					
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上(そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進(そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施)、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。(平成24年度)					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	予算額(補正後)(a)	36,832	46,482	44,507	42,017
		繰越し等(b)	0	0	0	0
		合計(a+b)	36,832	46,482	44,507	42,017
	執行額(千円、c)		29,713	35,732	40,355	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)		平成23年8月9日		第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5)談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。」	
	第166回国会施政方針演説		平成19年1月26日		国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。	

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		103	117	165	178	235
	年度ごとの目標値		—	—	—	108以上 128以上
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[%](注1)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	93.2	94.8	95.3
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度[%](注2)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	91.3	93.7	94.0
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知するか[%](注3)	実績値				
		24年度				
		研修会実施	上司に報告	同僚・部下に報告	研修資料閲覧	周知予定なし その他
		4.9	19.5	21.9	57.4	17.3 3.2
	公開セミナーの開催回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		6	3	3	4	3
	年度ごとの目標値		—	—	3以上	3以上
	公開セミナーにおける参加者の満足度[%](注4)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	74.6	79.6	93.5
	国際シンポジウムにおける参加者の満足度[%](注5)	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	56.8	97.0	87.1

- (注1)理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。
- (注2)有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
- (注3)複数回答。
- (注4)満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
- (注5)満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	各府省における規制の事前評価における競争評価 チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数[件]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	67	82	42
	規制影響分析手法等検討会議の開催回数[回]	実績値				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	—	2	2	3

(注6)競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	入札談合等関与行為防止法に係る研修については、目標値(128回以上)を大幅に上回る235回実施した。 公開セミナーについては、目標値(3回以上)と同等の3回実施した。
	目標期間終了時点の総括	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、以下のとおり、それらの取組を更に充実・発展させていく必要がある。 発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進については、引き続き、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外の研修受講も積極的に促していくとともに、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員の受講を求めていく。また、平成23年度、アンケートの自由記載欄等を通じて、具体的な事例に基づいた説明が分かりやすい旨の意見を得ていたことから、事例に基づいた説明を増やしてきたところであるが、引き続き適切な事例を選択して説明するとともに、今後もアンケート等を通じて発注機関のニーズの把握に努める。このほか、特に発注機関の発注担当部署に対し、例えば都道府県下の市町村の発注担当部署の職員によるネットワークを活用して研修案内文書や資料等を配布し、研修の実施について積極的に働きかけ、発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施していくこととする。加えて、発注機関の便宜に付すため、研修で用いる資料を公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているところ、引き続き、参考資料の提供を図ることとする。 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信については、CPRCの活動について、今後も、共同研究の成果の概要や講演概要の専門誌への掲載等により積極的な情報発信を行うほか、国内外の学会等においてCPRCの研究成果を紹介する機会を設けることにより、CPRC自身の知名度を高め、併せて、学者等にとってのCPRCの活動に参加するインセンティブを高める。また、3回の公開セミナーの参加理由で「テーマ」を選んだ人が多いことを踏まえ、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く。これらの取組により、学界・実務家の積極的貢献、CPRCのイベント内容の充実・参加者の増加といった相乗効果による公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。 また、当該分析・検討の結果を踏まえて、必要に応じ、①手引については、具体的な事例を充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省がチェックリスト型競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加といった措置を採ることについて、引き続き、総務省と検討していく必要がある。さらに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備することも、引き続き検討していく。

学識経験者を有する者の知見の活用	・競争評価チェックリストについては、最終的には、競争評価チェックリストを活用することにより競争を阻害するような規制の新設・改廃がなされないようにすることが目標になると思うが、現時点では、まだそれを評価する段階に至っていないということか。(田中委員) (競争評価チェックリストについては、まだ試行的実施の段階であることもあり、評価を実施する各府省への定着及び内容向上を評価している段階である旨回答した。) ・競争評価チェックリストについて、各府省から提出されたものの中に、「競争に影響あり」とチェックされていたものはあるか。(田辺委員) (事業者数の減少が見込まれるなどとして、「競争に影響あり」とチェックされていたものもある旨回答した。) ・入札談合等関与行為防止法に係る研修会の参加者の多くが、発注業務担当部署の職員であるにもかかわらず、研修前には同法を知らないと回答した者が半数以上であることをみると、ウェブサイトにおける同法の掲載の仕方を工夫するなどにより、周知を強化すべきではないか。(若林委員) (入札談合等関与行為防止法を一層周知するために、引き続き、同法に係る研修会を積極的に行っていく旨回答した。なお、公正取引委員会ウェブサイトにおける掲載方法について検討することとした。)
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講者に対する理解度等に係るアンケート 調査対象者・人数:18,620名 調査方法:研修聴講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年4月～平成25年3月 有効回答数:15,439名 ②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:219名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成24年5月～平成24年11月 有効回答数:181名 ③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:57名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年2月 有効回答数:39名 (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課	作成責任者名	経済取引局総務課長 笠原 宏 経済調査室長 堀内 悟 調整課長 杉山 幸成	政策評価実施時期	平成25年4～7月
-------	------------------------------------	--------	---	----------	-----------

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課，経済調査室，調整課

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
競争的な市場環境の創出

【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し，②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い，③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上（そのために入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施），②事業者，法曹等の実務家，行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進（そのために競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施），③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって，発注機関，事業者等に対して競争政策の定着を図り，もって，競争的な市場環境を創出する。（平成24年度）

3. 評価の実施時期

平成25年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進
公正取引委員会は，発注機関における入札談合等防止のための取組を

支援するため、入札談合等関与行為防止法に係る研修会を主催しているほか、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法に係る研修を実施している。

平成24年度においては、当該研修の実施回数が平成23年度以前よりも大幅に増加して235回となった（表1）。

表1 入札談合等関与行為防止法に係る研修実施回数（単位：回）

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
78	103	117	165	178	235

表2 入札談合等関与行為防止法に係る研修の主な参加者等

公取委における 担当事務所等	実施回数	主な参加者
本局	74	国土交通省、防衛省、山梨県、千葉県、埼玉県、茨城県、東日本高速道路株式会社の各職員
北海道事務所	12	国土交通省北海道開発局、北海道の各職員
東北事務所	13	防衛省東北防衛局、岩手県の各職員
中部事務所	36	国土交通省中部地方整備局、富山県、名古屋市の各職員
近畿中国四国事務所	28	農林水産省近畿農政局、福井県、西日本高速道路株式会社の各職員
中国支所	23	国土交通省中国地方整備局、岡山県の各職員
四国支所	16	林野庁四国森林管理局、高知県の各職員
九州事務所	30	国土交通省九州地方整備局、鹿児島県の各職員
沖縄公正取引室	3	沖縄県下市町村の各職員
合計	235	

(2) 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要論点等に関する情報発信

公正取引委員会では、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、CPRCが、政策と学術研究、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法の執行や競争政策の企画、立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。具体的には、公正取引委員会職員、経済学者、法学者らによる共同研究を実施しているところ、一般から広く参加者を募ってセミナーを開催して共同研究の成果等を発表し、参加

者間での討議を行うとともに、専門誌において共同研究の成果を紹介することなどによって、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。また、CPRCでは、国際的な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究員や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

公開セミナーは、平成19年度から平成23年度の5年間で合計18回（平均3.6回／年）開催しており（表3）、平成24年度においては3回開催している（表4）。国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回開催している（表5）。

表3 公開セミナーの開催回数（単位：回）

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2	6	3	3	4	3

表4 平成24年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

1	24. 5. 18	第29回公開セミナー 「企業再生への国家の関与と競争政策」 【講師】 富山 和彦（株式会社経営共創基盤〔IGPI〕代表取締役CEO） 【コメンテーター】 土井 教之（CPRC主任研究官・関西学院大学経済学部教授）
2	24. 6. 14	第30回公開セミナー 「競争法の視点からみた特許紛争－欧米のIT分野における動向を中心として－」 【講師】 和久井 理子（立教大学法学部特任教授） 【コメンテーター】 岡田 羊祐（CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授）
3	24. 11. 9	第31回公開セミナー 「特許制度と競争政策について－FTC知的財産権報告書（2011年公表）を題材として－」 【講師】 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授）

（注） 公開セミナーの講師、コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表 5 国際シンポジウムのテーマ等（平成19年度以降）

年 度	開催日	テーマ
平成19年度	平成20年 3 月 7 日	経済成長に果たす競争政策の役割
平成20年度	平成21年 1 月23日	参入と産業活性化に果たす競争政策の役割
平成21年度	平成22年 2 月19日	東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割
平成22年度	平成23年 3 月 4 日	競争法と企業結合規制
平成23年度	平成24年 3 月 9 日	カルテル・談合と独占禁止法
平成24年度	平成25年 2 月22日	新興国における競争政策の役割

- (3) 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進
 規制の新設又は改廃を行う際には、総務省が策定した「行政評価等プログラム」（平成22年 4 月公表）等によって、規制の事前評価において各行政機関が競争状況の把握・分析（以下「競争評価」という。）を行い、当該評価結果を規制の事前評価書に記載することとなり、平成22年 4 月26日から試行的に競争評価が実施されている。公正取引委員会では、競争評価の定着及び内容向上のため、各種の支援・促進に係る取組を行っている。

ア 競争評価の定着に係る施策

競争評価の試行的実施に当たっては、「行政評価等プログラム」等により、OECD競争委員会における「競争評価に関する理事会勧告」等の国際的な流れも踏まえ、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法を採用することとされたことから、公正取引委員会は、競争評価チェックリストを作成し、総務省と連携して同チェックリストを配布しているほか、競争評価チェックリスト活用の手引（以下「手引」という。）及びサンプル事例を総務省を通じて配布している。平成24年度は、競争評価チェックリストを用いた競争評価が9府省において計42件実施された。

イ 競争評価の内容の向上に係る施策

競争評価については、平成22年 4 月19日付けの総務省行政評価局事務連絡において、試行的実施の状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施に移行することとされた。公正取引委員会では、競争評価を本格実施する際に、各府省がより充実した競争評価

を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の事前評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて規制影響分析手法等検討会議（以下「検討会」という。）を開催してきている。平成24年度においては、各府省が行う競争評価の質を向上させることを目的として、競争評価チェックリストの各設問の在り方やそれらに回答する際の検討方法について議論を行った（平成24年12月、平成25年1月及び同年3月）。

6. 評価

(1) 必要性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテル（不当な取引制限）の典型的な行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な違反行為であるが、過去数十年にわたって、入札談合事件は後を絶たない。また、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後において、公正取引委員会が発注者による入札談合等関与行為を認定した事例も12件に上っている。このように多発している入札談合等を防止するためには、入札談合が行われにくい入札制度を整備し、そのような入札制度を適切に運用することと、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。しかし、発注業務に従事する職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられる。また、平成23年9月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によれば、例えば、入札談合等関与行為防止法に触れたコンプライアンス・マニュアルは1割程度、入札関連秘密情報の管理規程は2割程度の発注機関での整備にとどまっている状況がみられる。

したがって、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないよう、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進することが必要である。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

独占禁止法（競争法）に基づく規制は、独占の弊害という経済学上の理論をその根拠の一つとして行われており、法と経済学が極めて密接に関係している領域である。また、独占禁止法の執行及び競争政策の運営の目的は、特定の者の利害調整や被害者の救済を主眼とするものではなく、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、ユーザーや一般消費者全般の利益を確保するとともに、技術革新や産業の新陳代謝の促進を通じた経済の活性化及び経済成長を実現するという全体的、一般的効果を目指すものである。したがって、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を的確に行っていくためには、他の政策や法律に比べて、その理論的基盤を整備し、法学、経済学の新しい知見を取り込み、より緻密に経済実態や競争状況を把握するなど、公益を実現するための適切な枠組みを常時洗練させていく必要性が高い。このような理論的かつ実証的な裏付けに基づいた適切な法執行や競争政策の運営を実施し、かつ、それらを適切に発展させていくためには、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹界や経済界が、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行い、相互に補い合いながら協働を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、最近の競争政策の主要な論点を提供し、これらの関係者が認識を共有できる場を設けることの必要性は非常に高いといえる。実際に、CPRCが開催している公開セミナーは、参加者の募集の締切日前に応募者が定員に達する回もあり、また、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している公開セミナーのページに対し開催後もアクセスが続く（それぞれ開催後3か月間の平均で延べ529件）など、ニーズも大きい。

さらに、競争政策の基礎となる経済学の理論は、世界共通のものであることから、経済学の研究が進んでいる欧米の議論やそれをいち早く取り入れた欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。そのため、公開セミナーに加えて海外における最新の論点を紹介する国際シンポジウムを開催することは、関係者にとって有益であり、実際、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している国際シンポジウムのページに対し開催後もアクセスが続くなど、関係者の関心は高い。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の支援・促進

競争評価は、平成22年4月から新たに開始された取組であるが、平成24年度においては、競争評価チェックリストを用いた競争評価が9府省において42件実施されており、また、チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について、公正取引委員会に対して相談が寄せられている。また、試行段階にある競争評価を速やかに本格実施に移行させるためには、各府省の競争評価の取組を早急に定着させ、かつ、その内容を向上させていくことが必要であり、競争政策に係る知見を有する公正取引委員会が各種の支援・促進のための取組を実施する必要がある。

(2) 有効性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

平成24年度には、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法に係る研修を235回実施し、全国各地の発注機関の職員15,439名（アンケート回収ベース。平成23年度は12,973名。）が参加した。平成24年度の実施回数は、茨城県や国土交通省において官製談合事件が発生したことや、発注機関に対して研修実施を働きかけたこと等によって大幅に増加したと考えられるところ、平成19年度から平成23年度の過去5年間の平均実施回数である128.2回を上回るものであり、目標を達成している。

前記(1)アの実態調査報告書によれば、入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施した発注機関は約4分の1にとどまっており、相当数の発注機関職員が入札談合等関与行為防止法の内容を十分把握しないまま業務に従事している可能性が指摘されており、実際、入札談合等関与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査の結果、入札談合等関与行為防止法等について、研修参加前に「ほとんど知らなかった」、「名称を知るのみ」又は「全く知らなかった」と回答した参加者の割合が49.9%となっている（表6）。この点については、研修の結果、95.3%の参加者が同法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答し（表7）、また、94.0%の参加者が、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答している（表8）。

表 6 研修前に入札談合等関与行為防止法等の知識がどの程度あったか

	ある程度把握 していた	ほとんど知ら なかった	名称を知るの み	全く知らなか った
平成23年度	46.4%	31.3%	20.2%	2.1%
平成24年度	49.6%	26.8%	18.2%	4.9%

表 7 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

	深まった	多少深まっ た	どちらとも 言えない	あまり深ま らなかった	深まらなか った	既に十分知 っている
平成23年度	50.7%	44.1%	3.3%	1.2%	0.3%	0.4%
平成24年度	56.1%	39.2%	2.6%	0.8%	0.3%	0.7%

表 8 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

	役立つ	多少役立つ	どちらとも 言えない	あまり役立 たない	役立たない
平成23年度	63.7%	30.0%	4.8%	1.3%	0.3%
平成24年度	66.4%	27.6%	4.4%	1.1%	0.2%

さらに、研修においては、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配付している。同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例が充実しており、参加者は研修後もいつでも参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いる等して研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。この点、アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、8割に及ぶ参加者が「職場で研修会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」又は「資料回覧」することによって職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表9）。

表 9 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

	研修会を 実施する	上司に報 告する	同僚・部 下に報告 する	研修資料 を回覧す る	周知する 予定はな い	その他
平成23年度	3.0%	18.8%	20.8%	57.7%	19.1%	2.8%
平成24年度	4.9%	19.5%	21.9%	57.4%	17.3%	3.2%

以上のように、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法の理解を促進し、当該発注機関における発注業務の改善に資するために有効であると評価できる。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

事業者、実務家等における競争政策に係る理解の増進のため、平成24年度においては、公開セミナーを3回及び国際シンポジウムを1回開催している。公開セミナーの開催回数の目標については、平成19年度から平成23年度の5年間の平均開催回数を基に3回以上と設定しているところ、平成24年度は目標を達成している。

平成24年度に開催した3回の公開セミナーの参加者の合計は374名と多数の参加者を得た。公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーに対する評価は表11のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が、第29回では97.0%、第30回では85.5%、第31回では97.9%となった。また、3回の公開セミナーのアンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「我が国で余り議論されてなかった問題について、第一線の講師から話が聞けて良かった。」（第29回）、「知財の利用戦略を考える上で、競争法の観点も考慮する必要があることが理解できた。」（第30回）、「専門的な内容を平明に説明していただき分かりやすかった。特許に対する英米のコモンローに基づく判例と日本の考え方の差についてよく理解できた。差止めを認めるかどうかの判断に当たってイノベーションへの影響を考慮すべきという意見は大変面白かった。」（第31回）等の意見が寄せられている。

このように、公開セミナーに対する参加者の満足度は、3回とも80%を超えており、参加者にとって、参考となるものだったといえる。特に、第29回についてはテーマが時宜にかなったものであったこともあり、非常に高い評価を得ることができたと考えられる。これは、第29回の公開セミナーに参加した理由として、「テーマ」を選んだ人が約4割と最も多かったことから裏付けられる。

また、他の2回についても公開セミナーに参加した理由として「仕事・研究との関係」や「講師」よりも「テーマ」を選んだ人が最も多くなっており（2回とも約4割）、参加者はテーマを重視していることがうかがえる。

さらに、共同研究報告書の概要や公開セミナー等の模様について、競争政策に関心を有する者が閲読する専門誌に寄稿するなど、研究成果等の紹介に努めた。

表 10 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
53.2%	11.9%	12.8%	2.8%	19.3%

(注) 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表11 公開セミナーに対する評価

	5	4	3	2	1
第29回（平成24年5月18日）	66.7%	30.3%	3.0%	0.0%	0.0%
第30回（平成24年6月14日）	34.8%	50.7%	10.1%	4.3%	0.0%
第31回（平成24年11月9日）	78.3%	19.6%	0.0%	2.2%	0.0%

(注) 「大変参考になった」を「5」、「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

国際シンポジウムについては、参加者の合計は128名であった。そのパネリストについては、インドの競争委員会の委員を始めとする新興国の経済学者等の、新興国における競争政策の役割をめぐる議論について情報発信を行うのにふさわしい者を選定した。さらに、フロア・ディスカッションを行うことにより、議論が深まり、参加者の理解が増進された。

また、参加者に対するアンケート調査の結果、その評価は表13のとおりであり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が87.1%となった。また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「インド、中国及びブラジルにおけるそれぞれの競争政策の相違点の存在は、各国の歴史的・文化的背景に強い影響を受けていることが理解でき、極めて参考になった。」、「具体的な事例を踏まえ、規制の枠組みを知ることができ、参考になった。」等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度はおおむね高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。

表 12 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
38.6%	22.8%	5.3%	1.8%	31.6%

(注) 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表13 国際シンポジウムに対する評価

5	4	3	2	1
33.3%	53.8%	12.8%	0.0%	0.0%

(注) 「大変参考になった」を「5」、「全く参考にならなかった」を「1」とする5段階による評価である。

このように、公開セミナー及び国際シンポジウムは、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会の職員、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹や経済界が、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有する場として機能していることから、これらの者による協働を促進するために有効であったと評価できる。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

より充実した競争評価を行ってもらおうという観点から競争評価チェックリストについて、平成25年1月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）において説明を行った。

さらに、競争評価チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価の基礎となる競争政策の基本的考え方を説明するなど競争評価の実施の支援を行った。

平成24年度においては、各府省から合計42件の競争評価チェックリストが提出されたところ、回答内容はおおむね各設問の趣旨に沿った妥当なものであったことから、前記の競争評価の定着に係る取組が有効なものであったと考えられる。

(1) 競争評価の内容の向上に係る施策

公正取引委員会は、各府省が競争評価を実施する際の方法について検討するための検討会を開催し、検討会では、競争評価を更に充実させるための手法の開発等について議論を進めており、経済学を応用しつつ各府省の担当者が競争評価チェックリストの各設問の回答を記入する場合の課題の抽出と解決の示唆を得るなどしてきた。

平成24年度においては3回開催し、これまでの検討成果も踏まえ、個々の設問について、各府省が回答する際にどのような事実に基づいて検討するべきかが明確でない点について整理し、現在の競争評価チェックリストの各設問及び手引について検討した。さらに、競争評価チェックリストの回答結果を、規制の事前評価にどのように反映すべきかという点についても検討を行った。

このように、検討会は、競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く課題を把握できるなど、競争評価の内容の向上に向けて有効なものであった。

(3) 効率性

ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合等関与行為防止法に係る研修のアンケート調査結果によれば、研修参加者のうち55.1%を、「工事・物品・委託業務等の発注業務」を担当する者が占めていた（表14）。前記(1)アの実態調査報告書においても、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員は発注担当部署（出先機関を含む。）の職員であることが示されており、また、これまで公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものであるところ、このように、発注担当部署の職員に対して研修を実施することによって、効率的に研修を実施できたといえる。

また、同アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、8割に及ぶ参加者が職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表9）ことから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。

このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注担当部署の職員に対して行うとともに、研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

表14 研修参加者の担当業務（複数回答可）

	工事・物品・委託業務等の発注業務	契約・会計業務	コンプライアンス等の内部統制業務	その他
平成23年度	71.7%	45.9%	10.1%	25.8%
平成24年度	55.1%	36.8%	9.9%	20.9%

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーの開催に当たっては、CPRCの活動を通じて競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化し、リスト掲載者に直接、参加案内を発信しており、効率的な告知を行える仕組みになっている。また、外部の関係者と職員が同時に参加しており、外部への情報発信と職員の知識の向上が同時に行えるものとなっている。さらに、国際シンポジウムでは、新聞社との共催で実施したことにより、広報、結果の紹介といった活動を効率的に行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料を公正取引委員会ウェブサイト等に掲載しており、参加できない人に対する情報発信として機能している。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(7) 競争評価の定着に係る施策

手引及びサンプル事例の配布は、各府省による競争評価チェックリストの作成及び競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施に当たって、簡便かつ適切な参考資料を提供するものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法等よりも事務負担を大幅に軽減するものであることから、各府省における取組を効率的に支援することができている。

また、平成25年1月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）では、各府省の担当者が一堂に会した場で、競争評価チェックリストについて説明することで、効率的にその意義等を伝えることができた。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省が行う競争評価について、規制が競争に与える影響をより

詳細に分析できるような内容にすること及びそのような詳細な分析を各府省が行うことを効果的に支援する方法については、経済学、規制の事前評価及び行政実務の多岐にわたる論点を整理した上で検討する必要がある。そのためには、経済学や、規制の事前評価に係る専門家の知見が不可欠であるところ、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を進める取組が効率的に行えた。

(4) 反映の方向性

ア 発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進

引き続き、入札談合等の防止に対する関心の高い発注機関以外の研修受講も積極的に促していくとともに、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員の受講を求めていく。また、平成23年度、アンケートの自由記載欄等を通じて、具体的な事例に基づいた説明が分かりやすい旨の意見を得ていたことから、事例に基づいた説明を増やしてきたところであるが、引き続き適切な事例を選択して説明するとともに、今後もアンケート等を通じて発注機関のニーズの把握に努める。

このほか、特に発注機関の発注担当部署に対し、例えば都道府県下の市町村の発注担当部署の職員によるネットワークを活用して研修案内文書や資料等を配布し、研修の実施について積極的に働きかけ、発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施していくこととする。加えて、発注機関の便宜に付すため、研修で用いる資料を公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているところ、引き続き、参考資料の提供を図ることとする。

イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

CPRCの活動について、今後も、共同研究の成果の概要や講演概要の専門誌への掲載等により積極的な情報発信を行うほか、国内外の学会等においてCPRCの研究成果を紹介する機会を設けることにより、CPRC自身の知名度を高め、併せて、学者等にとってのCPRCの活動に参加するインセンティブを高める。また、3回の公開セミナーの参加理由で「テーマ」を選んだ人が多いことを踏まえ、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く。これらの取組により、学界・実務家の積極的貢献、CPRCのイベント内容の充実・参加者の増加といった相乗効果によ

る公正取引委員会・実務家・学界の協働の充実・強化を図っていくことが適当である。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。また、当該分析・検討の結果を踏まえて、必要に応じ、①手引については、具体的な事例を追加・充実させるなどの見直しを行う、②競争評価チェックリストについては、各府省が競争評価チェックリストを用いた競争評価をより適切に実施することができるよう、注釈・例示の追加だけでなく質問自体の改良についても、引き続き検討していく必要がある。さらに、各府省が、規制の新設・改廃が競争に与える影響をより適切に評価することができるようにするための支援体制を整備することも、引き続き検討していく。

(5) 総合的評価

本件取組は、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために、必要かつ有効であると評価できるが、それぞれの取組について、前記「反映の方向性」に示したような、内容の一層の充実や取組の発展を図っていくことが必要である。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 競争評価チェックリストについては、最終的には、競争評価チェックリストを活用することにより競争を阻害するような規制の新設・改廃がなされないようにすることが目標になると思うが、現時点では、まだそれを評価する段階に至っていないということか。 (競争評価チェックリストについては、まだ試行的実施の段階であることもあり、評価を実施する各府省への定着及び内容向上を評価している段階である旨回答した。)	田中委員
---	------

○ 競争評価チェックリストについて、各府省から提出されたものの中に、「競争に影響あり」とチェックされていたものはあるか。 （事業者数の減少が見込まれるなどとして、「競争に影響あり」とチェックされていたものもある旨回答した。）	田辺委員
○ 入札談合等関与行為防止法に係る研修会の参加者の多くが、発注業務担当部署の職員であるにもかかわらず、研修前には同法を知らないと回答した者が半数以上であることをみると、ウェブサイトにおける同法の掲載の仕方を工夫するなどにより、周知を強化すべきではないか。 （入札談合等関与行為防止法を一層周知するためにも、引き続き、同法に係る研修会を積極的に行っていく旨回答した。なお、公正取引委員会ウェブサイトにおける掲載方法について検討することとした。）	若林委員